

平成 19 年度日本自転車振興会補助事業

平成 19 年度

排出クレジットに関する会計・税務論点調査研究委員会  
報告書

平成 20 年 3 月

財団法人 地球産業文化研究所

## まえがき

平成17年2月に京都議定書が発効し、日本政府は、国際条約上、温室効果ガス排出量基準年比6%削減の法的義務を負ったことになる。議定書目標を達成するには、国民各層の更なる創意工夫が必要であり、既にエネルギー効率が世界最高水準にある我が国機械工業界にとって、京都メカニズムを適切に活用することは事業活動上も重要な戦略である。京都議定書目標達成計画においては、産業界の自主行動計画が主要な対策のひとつと位置付けられており、各産業界および企業は自らの目標達成のための合理的な措置として既に多くの排出クレジットを購入している。

弊所ではこれまでも数年間にわたり、京都メカニズムクレジット類の会計処理や法的性格の検討をおこなってきており、企業会計基準委員会（ASBJ）の解釈指針案策定に際しても本調査研究での研究成果がベースになるなど、これまで大きな成果を挙げてきた。平成19年末には国際取引ログ（ITL）の接続も完了し、日本企業もいよいよ現物の排出クレジットを手にする事となり、会計・税務処理に関する関心も高まっている。

そこで、当委員会ではこれまで積み上げてきた検討内容を再度点検して整理するとともに、新たに生じた具体的な論点に対して、先駆的に一定の解釈指針を示すことで多くの事業者の悩みに応え、我が国の機械工業振興に寄与することが標記委員会の設立趣旨である。

平成20年3月

財団法人 地球産業文化研究所

## 委員名簿（五十音順・敬称略）

### 排出クレジットに関する会計・税務論点調査研究委員会

- 委員長： 黒川 行治 慶應義塾大学 商学部教授
- 委員： 伊藤 眞 慶應義塾大学 商学部教授
- 委員： 大串 卓矢 株式会社日本スマートエナジー代表取締役
- 委員： 小林 繁明 税理士法人トーマツ パートナー
- 委員： 高城 慎一 八重洲監査法人
- 委員： 村井 秀樹 日本大学 商学部教授

#### 事務局

- 蔵元 進 財団法人 地球産業文化研究所 専務理事
- 松本 仁志 財団法人 地球産業文化研究所 地球環境対策部主任研究員

（平成 20 年 3 月現在）

## 目次

第1章 排出クレジットの会計・税務処理に関する事業者の現状認識 .....	1
1-1 事業者へのアンケート調査項目について .....	1
1-2 アンケート結果 .....	2
1-3 アンケート結果分析 .....	9
第2章 カーボン・オフセットに関する会計・税務上の論点について .....	12
2-1 カーボン・オフセット概要 .....	12
2-2 カーボン・オフセットに関する会計・税務処理 .....	14
第3章 事例研究 .....	19
3-1 グリーン電力証書概要 .....	19
3-2 委員による討議・主な質疑 .....	21
3-3 議論の整理 .....	22
参考資料 .....	28
参考1、委員会議事録 .....	29
参考2 我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について .....	65

# 第1章 排出クレジットの会計・税務処理に関する事業者の現状認識

## 1-1 事業者へのアンケート調査項目について

事務局

排出クレジットの会計処理に関しては、企業会計基準委員会（ASBJ）の実務対応報告第15号「排出権取引の会計処理に関する当面の扱い」において基本的な考え方は示されているものの、具体的処理についてまでの言及はない。弊所研究委員会では、これまでも事業者の方々から活動実態をお聞きしながら、具体的な会計・税務処理について検討を進めてきた。

国内登録簿の整備や国際取引ログ（ITL）の接続も完了し、国内の事業者にも現物の排出クレジットがいよいよ手に入る段階となったこともあり、排出クレジットの取得、購入に先進的に取り組まれている事業者に現在想定されている会計・税務処理についてお聞きして、これまでの弊所研究委員会での議論がどの程度浸透しているかを確認することを目的にアンケート調査を実施した。また、同時に、実務遂行上での不明点・疑問点等を挙げてもらい、それを題材とした検討も実施することとした。

アンケートにおける具体的な質問項目については、委員会を開催し、事務局の原案に基づいて委員による検討を行い、詳細を詰めていった。主な確認ポイントは以下の通りである。

- ・ 前渡金支出時の会計処理（自社使用目的）  
無形固定資産 or 投資その他資産
- ・ 期末・売却・償却時のクレジットの評価方法  
個別法 or 平均法 or 先入先出法
- ・ 償却時に計上する勘定科目  
販売費及び一般管理費 or 製造原価
- ・ ファンドへの出資の場合の取扱い  
出資金 or 長期前渡金
- ・ クレジット取得に係る間接費用（仲介手数料、弁護士費用等）  
取得原価 or 期間費用
- ・ 償却時期の予定  
最終年一括 or 5年間均等 or GHG 排出量に応じて 等
- ・ シンククレジット

購入目的、補填義務を踏まえた価値の評価 等

## 1-2 アンケート結果

事務局

今回のアンケートについては、56社に送付を行い25社からの回答を得た（回答率44%）。回答を頂いた事業者は以下の業種の方々である。

電力	8社
石油	2社
鉄鋼	2社
製紙	1社
ガス	1社
電気・電子	1社
商社	2社
金融	4社
その他	4社

結果の一覧および質問毎の集計結果を次ページ以降に示す。

■アンケート結果一覧

	質問1	質問2(1)		質問2(2)	質問3(1)	質問3(2)	質問3(3)	質問3(4)	質問3(5)	質問4(1)	質問4(2)	質問4(3)	質問5	質問6(1)	質問6(2)	質問7(原価)	質問7(期間費用)	質問8	質問9	質問10(1)	質問10(2)	質問10(3)	質問10(4)	質問11
電力A	自社使用				投資その他		販売費	なし					長期前渡金						未定					
電力B	自社使用	価格、ポートフォリオ		1:環境配慮 2:確実性 3:モニタリング	投資その他		販売費	なし					長期前渡金			仲介	弁護士人件費	クレジット以外 副産物		なし				
電力C	自社使用(経団連、CSR、将来)	価格、プロジェクト、ポートフォリオ	○:発電 ×:ランドフィル、メタン	1:確実性 2:環境配慮	無形固定資産	個別法	販売費	なし					出資金	投資額の戻り	投資額の戻り	仲介 銀行 保険料	弁護士 人件費	クレジット 以外 : ?	償却:未定 費用:償却後遅滞なく	あり	原始取得	CSR 償却	その他	
電力D	自社使用(経団連)	価格、プロジェクト、ポートフォリオ	×:植林、政情不安定地域、DNA遅れ	1:確実性	無形固定資産	未定	販売費	なし					長期前渡金			仲介 CDM理事会	弁護士 人件費		未定					
電力E	自社使用(経団連)	プロジェクト	×:ランドフィル	1:確実性	投資その他		販売費	なし					長期前渡金						償却:実際の排出量 費用:実際の排出量	なし				
電力F	自社使用(経団連)	価格		1:確実性	投資その他→無形	平均法 (銘柄別)	販売費	なし					出資金:純額法	投資額の戻り	投資額の戻り				償却:取得後遅滞なく 費用:取得後遅滞なく	あり	原始取得	CSR	無価値	
電力G	自社使用	価格、プロジェクト、ポートフォリオ	×:ランドフィル	1:確実性 2:国リスク低	投資その他		販売費	なし					長期前渡金			仲介 人件費	弁護士 人件費		今後検討	なし				
電力H	自社使用(経団連)	価格		1:確実性 2:環境配慮	投資その他		販売費	なし					長期前渡金						償却:その他 費用:取得後遅滞なく	あり	他社	償却	理論値	・ファンド取得 ・購入の際の間接費用
鉄鋼A	自社使用(経団連)	価格		1:確実性	投資その他			なし											償却:最終年 費用:均等が望ましい					
鉄鋼B	自社使用(経団連)	価格、プロジェクト	○:確実性の高いもの ○:自社事業との関連	1:確実性	投資その他		販売費	なし											償却:検討中 費用:償却時	なし				
石油A	その他	価格、プロジェクト											出資金:純額法	投資額の戻り	投資額の戻り					なし				
石油B	自社使用(将来)	プロジェクト、ポートフォリオ	○:自社事業との関連性	1:確実性 2:自社事業との関連 3:モニタリング 4:環境配慮	無形固定資産/費用処理	その他	販売費						出資金:総額法	受取配当	受取配当金	仲介 弁護士 銀行 保険料	人件費		償却:将来の規制 費用:取得後遅滞なく	あり		利用目的	理論値	
製紙	自社使用(CSR、将来)	価格、プロジェクト	○:植林					なし												あり	原始取得	CSR	理論値	
ガス	自社使用(将来)	価格、地域、プロジェクト、ポートフォリオ	×:ロシア	1:確実性	原則前渡なし			あり	寄付金			なし	出資金:純額法	未定	未定	仲介 弁護士 銀行 保険料			償却:実際の排出量 費用:実際の排出量	なし				
電気電子	自社使用(将来)98.5% 転売1.5%			自社開発主体	投資その他		販売費	なし		個別法	未定								償却:最終年 費用:最終年	なし				
金融A	転売	ポートフォリオ		1:確実性						個別法	なし		出資金:純額法	投資額の戻り	投資額の戻り					なし				
金融B	その他												出資金:純額法	投資額の戻り	投資額の戻り									
金融C	なし																							
金融D	自社使用(将来)10% 転売40% 金融商品組成50%	地域、プロジェクト、ポートフォリオ	○:アジア ×:中国、ランドフィル、大規模水力	1:プロジェクト種 2:環境 3:確実性	無形固定資産	個別法	販売費	なし		個別法	ある		長期前渡金			仲介 弁護士 銀行 保険料	人件費	クレジットのみ	償却:最終年or実際の排出量 費用:償却時	あり	原始取得	CSR、転売	わからない	
商社A	転売	ポートフォリオ								平均法	なし		長期前渡金			仲介 弁護士	人件費							
商社B	転売	ポートフォリオ		1:確実性						個別法	切放法	なし				仲介 開発費用	弁護士 銀行 保険料 人件費	クレジットのみ		なし				・消費税 ・VERの扱い ・海外VATの扱い
不明	自社使用(将来)90% 実務手続習得10%	価格		1:確実性	投資その他			なし					出資金:純額法	投資額の戻り	投資額の戻り				未定					
不明	自社使用(将来)	価格			投資その他		販売費						長期前渡金			仲介 弁護士 銀行 保険料 人件費	人件費	クレジットのみ	償却:均等 費用:均等					・出資時の取得原価の算定(外貨換算、経費の配分)
不明	なし																							
不明	なし																							

## ■事業者アンケート結果

(取得目的)

1. 貴社の排出クレジット(CER、ERU 等の京都メカニズムクレジットを想定。以下同様)の取得目的は、次のどれですか？複数ある場合は、おおよその取得割合もお書き下さい。

- 将来の自社使用 ( %) **17社**
  - 経団連環境自主行動計画の目標達成のため ( %) **7社**
  - 将来の規制強化の可能性に備えて ( %) **8社**
  - CSR 目的 ( %) **2社**
- 第三者への転売目的 ( %) **5社**
- その他(具体的にお書き下さい) ( %) **3社**
- 排出クレジット取得は考えていない **3社**

(排出クレジットの選択)

2. (1)現状ではプロジェクト内容やプロジェクト実施国によって排出クレジットに価格差がありません。排出クレジットを取得する際、価格以外にはどのような点を重視されますか？(複数選択可)

- 価格を最も重視する(より安いものを優先する。) **13社**
- 特定の地域、国を優先する、もしくは特定の地域、国を避ける **2社**
  - 優先する地域・国(例:アジア、中東欧、中国、インド等)
  - アジア**
  - 避ける地域・国
  - ロシア、政情不安定地域、DNA 整備遅れている地域、中国**
- 特定のプロジェクトを優先する、もしくは特定のプロジェクトを避ける **10社**
  - 優先するプロジェクト(例:再生可能エネ、省エネ、代替フロン、廃棄物メタン等)
  - 自社事業との関連**
  - 避けるプロジェクト
  - ランドフィル、メタン、大規模水力**
- ポートフォリオの観点から国、プロジェクトを分散させる **10社**
  - (差し支えなければ、具体的な方針をお書きください)
  - 可能な限りプロジェクト種別、地域を分散する**

(2)価格以外の点を考慮する理由は何ですか？該当するものを選び、優先順位をつけて下さい。

- デリバリーの確実性を重視する [優先順位: ] **15社**
- (日本からのアクセスなど)モニタリングのし易さを重視する[ ] **2社**
- プロジェクト実施国の経済発展や環境配慮を重視する[ ] **4社**
- その他[ **自社事業との関連** ]

(具体的な処理方法)

-自社使用を目的に購入されている方のみお答え下さい-

3. (1)前渡金支出時([付録2] ②)の会計処理は以下のいずれを想定されていますか？

- 無形固定資産 **4社**
- 投資その他資産 **11社**  
取得後に「無形固定資産」に振替する うち **1社**
- 支出時に費用処理 **1社**

(2)無形固定資産を選択されている場合、償却時([付録2] ⑦)の評価方法は以下のうちいずれを想定されていますか？

- 個別法 **2社**
- 平均法(差し支えなければ、グループとする単位をお書きください) **1社**  
( **銘柄別** )
- 先入先出法
- その他 **未定 2社**

(3)また、償却時に計上する勘定科目は何を想定されていますか？

- 販売費および一般管理費 **13社**
- 製造原価
- その他( )

(4)CSR 目的(通常、宣伝広告費に計上されると解されています)等で既に費用処理をされたことはありますか？(グリーン電力証書など京都メカニズムクレジット以外のものでも結構です)

- ある **1社**
- ない **14社**

(5)費用処理をされていた場合、税務申告においては損金不算入とする申告調整をなさいましたか？またはする予定ですか？

- した **寄付金処理**
- しない

-第三者への転売を目的に購入されている方のみお答え下さい-

4. (1)売却時([付録1] ⑥)の評価方法は以下のうちいずれを想定されていますか？

- 個別法 **4社**
- 平均法(差し支えなければ、グループとする単位をお書きください) **1社**  
( )
- 先入先出法
- その他( )

(2) また、期末時にいわゆる低価法の適用を予定されている場合、以下のいずれを想定されていますか？

- 洗替法を予定している
- 切放法を予定している **1社**

(3) 将来トレーディング(頻繁な売買)を行う予定はありますか？その場合どのような会計処理をお考えになっておりますか？

- ない **4社**
- ある(具体的な会計処理のお考えについてお書きください) **1社**

( )

-ファンドへ出資されている方のみお答え下さい-

5. ファンドへの支出した時点での会計処理については、以下のどちらでしょうか？また、出資金処理(パートナーシップ若しくは民法上の組合またはこれに準じるもの)を行っている場合、ファンド損益の認識にあたり「総額法」「純額法」「折衷法(中間法)」いずれを採用されていますか？

- 出資金処理を行っている **8社**
  - 総額法を採用 **1社**
  - 純額法を採用 **6社**
  - 折衷法(中間法)を採用

- 長期前渡金処理を行っている **9社**

6. (1)出資金処理をされている場合、ファンドからの分配について、どのような処理を想定されていますか？

- 投資額(ファンド出資金)の戻り **6社**
- 時価で測定し受取配当として計上する **1社**

(2)また、勘定科目は何を想定されていますか？

- 投資額(ファンド出資金)の戻り **6社**
- 受取配当金 **1社**

-クレジットを他社から購入されている方のみお答え下さい-

7. 取得のために必要な間接費用について、どこまでを取得原価に含めるお考えですか？ 例えば以下の項目については、取得原価、期間費用どちらをお考えですか？

- (1) 仲介手数料 取得原価 **10社** 期間費用
- (2) 弁護士費用 取得原価 **5社** 期間費用 **5社**
- (3) 銀行保証料 取得原価 **5社** 期間費用 **1社**
- (4) 保険料 取得原価 **5社** 期間費用 **1社**
- (5) 人件費、旅費 取得原価 **2社** 期間費用 **9社**
- (6) その他( **CDM登録費用** ) 取得原価 **1社** 期間費用

-自らプロジェクトを実施しクレジットを獲得されている方のみお答え下さい-

8. そのプロジェクトはどのようなタイプですか？クレジット以外の収入がある場合、原価計算はどのようにお考えでしょうか？

- クレジットのみが発生する **3社**
- クレジット以外の収入がある(例: メタンを回収して発電も行うプロジェクト) **2社**
  - クレジットは副産物として原価計算 **1社**
  - クレジットは連産品として原価計算
  - 共通費を配賦して厳密に原価計算

-自社使用を目的に取得されている方のみお答え下さい-

9. 排出クレジットの償却(政府保有口座への移転)時期についてはどのように考えていますか？

- 最終年(2012年)に一括 **3社**
- 5年間に渡り均等 **1社**
- 実際の温室効果ガス排出量に応じて **3社**
- 取得後遅滞なく **1社**
- その他( **未定、検討中** ) **8社**

排出クレジットの費用処理の時期についてはどのように考えていますか？

- 最終年(2012年)に一括 **1社**
- 5年間に渡り均等 **2社**
- 実際の温室効果ガス排出量に応じて **2社**
- 取得後遅滞なく **3社**

その他( 未定、検討中 ) 4社

その他( 償却後遅滞なく ) 3社

(シンククレジット)

10. (1)シンククレジットの取得をされていますか、もしくは取得を考えていますか？

取得した もしくは 取得を考えている 5社

取得を考えていない 9社

(2)シンククレジットを取得された(もしくは取得を考えている)場合、取得方法はどのようにされましたか(もしくはするつもりですか)？

プロジェクトからの原始取得である 4社

他社から購入した 1社

(3)シンククレジットを取得された(もしくは取得を考えている)場合、取得目的は以下のどれですか？(複数回答可)

持続可能性への貢献やCSR等目的での取得 4社

シンククレジットを使用(償却)する予定での取得 3社

転売目的での取得 1社

その他の理由での取得( )

(4)シンククレジットのあるべき価格についてどのように考えていますか。

CERより安ければよい。

CERから時間価値を控除して、理論値を計算した。 3社

シンククレジットに価値はないと思う。 1社

その他( ) 2社

11. 会計・税務上でお困りの点等ございましたら、お書きください。

・ファンドから取得し、その後償却した際の計上額の評価方法について指針がないため苦慮している。

(電力)

・他社購入の際の間接費用もどこまで取得原価に含めてよいか手探りである。(電力)

・消費税の取り扱いについて(商社)

・VERの税務会計上の取り扱いについて(商社)

・海外企業に売却する際のVATの取扱い(商社)

・出資を通じて取得する際の取得原価の算定方法(外貨換算方法、複数PJ経費の按分方法)(不明)

## 1-3 アンケート結果分析

黒川委員長

### 1. 取得目的（設問1）

「経団連環境自主行動計画の目標達成のため」と回答した会社は、電力会社と鉄鋼会社であったが、「将来の規制強化の可能性に備えて」と回答した会社は、ガス会社、石油会社、製紙会社等、多業種にわたっており、京都議定書の義務の達成が危ぶまれている現在、自主行動計画からキャップ・アンド・トレードへと規制が強まることを懸念・予想している会社が増えていることを示している。

### 2. 排出クレジットの選択（設問2）

排出クレジットの選択では、価格を重視する会社が最も多かったが、デリバリーの確実性から、特定のプロジェクトを選択し、また、ポートフォリオの観点で国やプロジェクトを分散させ、予定数量を確保しようとしている。

### 3. 自社使用目的の場合の評価方法（設問3）

前渡金支出時の会計処理については、「無形固定資産」と回答した会社よりも「投資その他資産」と回答した会社が多かった。排出量取引の会計に関する実務対応報告を ASBJ で検討時、それまでの GISPRI での検討結果をふまえ、大串委員と一緒に「無形固定資産」処理を主張したが、今回のアンケートで「投資その他資産」を選択した企業が多い点は少し残念である。ただし、「投資その他資産から取得後に無形固定資産に振替する」という回答が1社あったことから、「投資その他資産」との回答者の中にもクレジットが「無形固定資産」であることを念頭においている企業があるかもしれない。

償却時の評価方法も、個別法と平均法とに分かれた。当委員会としては「平均法」がお勧めだが、監査法人によっては「個別法」を勧めるところもあるようである。回答しなかった会社も多く、償却の時期はまだ先であり、これから考える企業も多いのだろう。

償却時の勘定科目は回答すべてが「販売費および一般管理費」であった。ASBJ での検討過程ではわざわざ「製造原価」処理もありうることを確認していたので少し残念である。実務対応報告中に、原則として「販売費および一般管理費」と書いてあると、そのような会計処理を選ぶのだろう。また、償却時に全額損金に算入するためには、期間費用とする必要があり、そのためかもしれない。

CSR 目的で費用処理をした会社もあった。しかし、税務上は寄付金処理をしたようである。グリーン電力証書の可能性がある。グリーン電力証書の取得の場合、広告宣伝に有効であることを示さないと税務上、広告宣伝費として損金に認められない可能性があり、おそらく、損金経理が否認されたための寄付金処理であろう。また、排出クレジットの損金算入には償却が前提になる。国へ償却した際の証拠書類として、いかなるものが必

要なのかを税務当局に確認しておく必要がある。

#### 4. 転売目的の場合の評価方法（設問4）

売却時の評価方法は「個別法」が4社、平均法が1社であった。当委員会のお勧めは決算政策（利益政策）における恣意性排除の観点から「平均法」である。税務当局によって個別法が否認されるような事態になれば、変わってくるであろう。

#### 5. ファンド出資の際の評価方法（設問5、6）

ファンドへの出資については、出資金処理を行っている会社と長期前渡金処理を行っている会社が、ほぼ同数であった。出資金処理をした会社のほとんどが純額法を採用し、ファンドから分配を受けたものについては、出資金の戻りの会計処理を想定している。

しかし、1社のみ、出資金処理を総額法で行い、分配額の受取配当処理を想定していると回答していた。思うに、この会計処理は原理的にありえない。今回のアンケート質問においては、出資金処理における総額法の説明が不足していたかもしれず、分配額について出資金の戻りとせずに出資金勘定とは別個に受取配当金処理をすることで、両建て処理になることから総額法であると回答したものであろう。いずれにせよ、ファンドからの分配額について受取配当金処理を想定するという処理は、排出クレジットが投資の成果であり、また、その時価評価および排出クレジットの流通性を念頭においているものと考えられ、注目したい。

#### 6. 他社から購入する際の間接費用（設問7）

仲介手数料はプロジェクト単位で領収書も出るため、すべての企業が取得原価としている。逆に人件費などはなかなかプロジェクト毎に分けにくいのか、期間費用処理が圧倒的に多い。税務上、人件費を全額損金とすることが否認されるのであれば取得原価とし、全額損金とすることが可能であれば期間費用とするのが実務であると考えられる。その他、人件費金額の大小も、取得原価に算入するのか期間費用として処理するのかに影響するかもしれない。いずれにしても税務上の取り扱いが出れば明確になるであろう。

弁護士費用は、ファンド購入や排出削減プロジェクト契約締結の際などのものである。排出クレジット取得に関しては、弁護士との個別契約が多い。論理的には取得原価であると思うが、複数のプロジェクトを実施していると期間費用処理の認識を持つのかもしれない。

銀行保証料と保険料は、取得原価処理が圧倒的に多い。しかし、カントリー・リスクや債務不履行リスク、価格変動リスクに関する保険料については、金融費用に近いものもあるかもしれず、期間費用処理が妥当かもしない。

#### 7. 自らプロジェクト実施の場合（設問8）

クレジットのみが発生する会社が3社。クレジット以外の収入がある会社が2社で、そのうちの1社は副産物として原価計算していた。

例えば、メタンを回収して発電するプロジェクトの場合、回収設備と発電設備とで、それらの設備投資原価を個々に識別・分類できたとしても、メタン回収によるクレジット以外に、メタンを燃やして発電することによるクレジットも認定される可能性があり原価計算は複雑になる。この場合、まず、メタンを回収した段階で CER だけでなくメタンも発生したと考える。ここで原価計算を行い、CER の原価とともに、メタンの原価も算出する。次にメタンを原材料として発電を行った段階で、メタン原価を発電収入と CER 収入の比率等で分けることで、第2段階での CER 原価を算出することになるであろう。このような複雑な仕組みを、税務当局等に理解いただくことが重要である。

#### 8. 自社使用の場合の償却、費用処理の時期（設問9）

排出クレジットの償却時期（政府の償却口座への移転時期）については、検討中と回答した会社が多い。償却時期と費用処理の時期は同じと考えている会社が多いようだが、償却は最終年に行ったとしても費用化は各年均等に行いたいという要望もあるようである。当委員会では、償却口座に入れる時期と費用処理の時期は平行と考えている。ただし、償却のやり方に関しては5年間均等や実際の排出量に応じてなどいろいろな考え方があ

#### 9. シンククレジット（設問10）

「シンククレジットを取得した」あるいは「取得を考えている」と回答した会社が5社あり、意外にも取得に前向きな企業が多いという感想をもった。原始取得（植林）が多いのは想定範囲であるが、他社から購入している企業も1社あったことは新たな発見である。CSR 目的での取得が4社に対して、償却目的での取得が3社あることも注目である。シンククレジットは、償却しても、後に補填する必要があるからであり、償却した場合の会計処理についてはまだよくわからない。この点がシンククレジットの難しいところである。理論値を計算した会社が3社もあるのは驚きである。当委員会の過去の研究報告書を見ていただいているのかもしれない。

## 第2章 カーボン・オフセットに関する会計・税務上の論点について

### 2-1 カーボン・オフセット概要

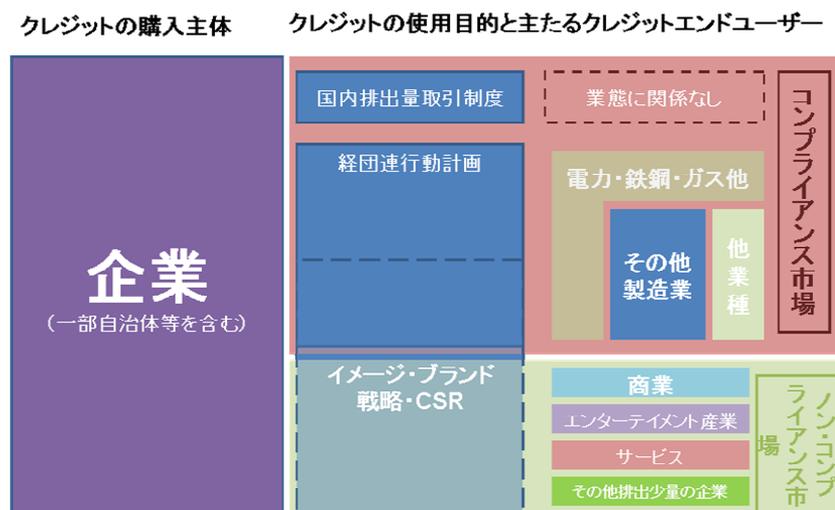
事務局

#### 1) 海外におけるカーボンオフセット事業の展開と問題点

- 既に多くの企業・団体が参加
  - ✓ 英国航空、フォルクスワーゲン、ヤフー、DELL、ワールドカップ 2006 etc
  - ✓ 予定通りの削減が出来ていない事例も存在（善意、悪意とも）
- 公的機関による基準作り
  - ✓ 英国 DEFRA によるルール作成のためのパブリックコメント（2007/3）
  - ✓ IETA による自主基準（2007/11）

#### 2) 我が国におけるカーボンオフセット関連事業への関心の高まり

- 市場分析



出展：講師プレゼンテーション資料

- 供給サイドへのインタビュー
  - ✓ 小口購入者の関心は地球環境保全による CSR
  - ✓ プロジェクト内容へのこだわり多い

#### 3) カーボンオフセットに関する指針案の検討

- オフセットの基本的要素
  - ① 自らの行動に伴う GHG 排出量の認識
  - ② 個人・企業等による 排出削減活動の実施
  - ③ ①、②によっても 避けられない排出量の把握
  - ④ ③の排出量の全部又は一部に相当する量を、他の場所における排出削減量・吸収量によって埋め合わせ (オフセット)

- オフセットのタイプ
  - ✓ 市場を通じたオフセット
    - ◇ 商品使用・サービス利用型オフセット
    - ◇ 会議・イベント開催型のオフセット
  - ✓ 自己活動型オフセット
- オフセット手段（京都クレジットの場合）
  - ✓ 償却（国の議定書目標達成に貢献）
  - ✓ 取消（国の目標とは無関係）
    - \*両方考えられる。海外などは取消が主流、カーボンオフセットの本来の趣旨も取消である。日本では償却望む声も多い。
- クレジットの種類
  - ✓ 京都メカニズムのクレジット
  - ✓ 国内排出量取引制度（JVETS）のクレジット
  - ✓ 一定の基準を満たす VER

## 2-2 カーボン・オフセットに関する会計・税務処理

大串委員

### 1. カーボン・オフセットの会計処理に対する考え方

カーボン・オフセットの会計処理においても、企業会計基準委員会実務対応報告第15号が参考になる。15号では企業が排出権を売買したり、経団連環境自主行動計画などの自主行動計画に従って購入・償却したりしたときにどのように処理すべきかをガイドしている。よって、カーボン・オフセットであっても、基本的に実務対応報告第15号を援用して処理が可能であると考えられる。

### 2. クレジットの償却費の処理

カーボン・オフセットで想定しているのは、イベントや製品製造時に発生するCO<sub>2</sub>排出量をキャンセルする目的である。したがって、実務対応報告で想定していた企業活動と比較して、オフセット活動が恒常的でない、主に目的が環境先進的なイメージ作りといった側面が強いといった特徴を持つ。この点で、カーボン・オフセット目的でCERやVERを償却したときの費用処理は、実務対応報告と同じように販売管理費処理、特に広告宣伝費として処理することが望ましいだろう。問題はいつ費用を計上すべきかというタイミングの問題である。

#### 案1) クレジット購入時

クレジットを購入したときに全額費用計上する。費用計上区分は期間費用として販売費及び一般管理費として処理すべきと考えられる。この会計処理は、クレジット購入という形をとってはいるものの、その本質はCO<sub>2</sub>排出削減量というサービスを購入した考えるところから出ている。サービスの購入費用については、サービスを受けた時に費用計上してしまうことが一般的である。

クレジット購入時)

広告宣伝費 30,000 / 現金預金 30,000

クレジットの償却時)

仕訳なし

※以下、クレジットを1トン3000円で10トン分購入した例で会計処理を考える。

#### 案2) 製造時

クレジットの償却の対象は、オフセットするCO<sub>2</sub>排出を伴う活動である。よって、その活動が行われたときに、排出するCO<sub>2</sub>量と対応させながら償却費を計上していく。例えば、電力を消費して製品を製造しているメーカーがカーボン・オフセットをうたう場合で考えれば、電

力消費量を計測し、その消費量に見合ったCO2排出量と同等のクレジット量を償却費として計上する。

クレジット購入時)

クレジット 30,000 / 現金預金 30,000

製品製造時) 5トン分製造時にCO2を排出した。

クレジット償却費 15,000 / クレジット 15,000

クレジットの償却時)

仕訳なし

この処理案は、黒川委員長の理論であるCO2の発生をバズの発生という概念で捉える考え方と整合する。カーボン・オフセットの費用を消費者が負担しようが、しまいが、これがどれくらい売れようが、売れまいがそれとは関係なく、その製品を製造した段階でバズが発生している。そして、そのバズを購入したクレジットでキャンセルアウトすると考える。そして、その費用を製造段階の製造費用として計上するという考え方になる。

### 案3) 売上時

カーボン・オフセットが宣伝費だと考えると、オフセット対象商品が販売されたときに、どの売上に応じてクレジットを償却していくという処理も考えられる。宣伝費を売上に対応して計上するという会計慣行はないが、カーボン・オフセットの場合にはそれが可能である。なぜなら、企業はオフセットをするために、商品1個にかかるCO2排出量を計測している。そして、その排出量に応じてクレジットの償却量が決まり、宣伝費の大きさも決定されるためである。そのとき、対応する分だけを宣伝費として計上してもよいし、数期にまたがるような活動の場合には、その期に販売された分に相当する金額を引当金処理し、実際にクレジットを償却したときに精算する会計処理も考えられる。後者の方が厳密な会計処理であるといえる。

### 3-1) 広告費処理

クレジット購入時) 10トン分購入

クレジット 30,000 / 現金預金 30,000

製品製造時)

仕訳なし

製品販売時) 今期には8トン分に相当する製品が販売された。

広告宣伝費 24,000 / クレジット 24,000

クレジットの償却時)

仕訳なし

### 3-2) 引当金

クレジット購入時) 10トン分購入 クレジット 30,000 / 現金預金 30,000 製品製造時) 仕訳なし 製品販売時) 今期には8トン分に相当する製品が販売された。 引当金繰入 24,000 / 引当金 24,000※ クレジットの償却時) 8トン分のみ償却した。 引当金 24,000 / クレジット 24,000
---

※引当金はクレジットを相殺しなければならない義務を認識したもの。未払金として計上してもよい。

### 3. 売上時の処理

カーボン・オフセットには追加的な費用が発生する。よって、その費用をメーカーや販売者のみが負担するのではなく、その費用を全部または一部消費者に負担を求めるような場合がある。それはユーザーに費用負担を求めたものであり、厳密に処理をすれば顧客からの預かり金として会計処理すべきではないかが問題となった。

#### 案1) 全額売上計上

カーボン・オフセットをしていない商品と同様、顧客からの入金額を全額売上高として認識する方法。単に排出権つきだという付加価値をつけて物を売っているにすぎないと考えるため、全額売上計上する。

#### 案2) 預かり金計上

カーボン・オフセット商品を販売したときに、そのオフセット費用の一部をユーザーに負担を求め、その金額を預かり金として処理する方法。ユーザーが負担する分を預かりとして、ユーザーがその分を費用として計上する。ユーザーの負担分を求めることは難しいが、費用負担を厳密に区分する方法である。排出権付きの商品を購入し、その償却までをメーカーに依頼したという、顧客の期待を具体化し、会計処理に落としたもの。

### 4. CERとVERによるオフセットの違い

カーボン・オフセットをするときにVERでする方法と、CERでする方法がある。VERもCERもCO2削減量を表すクレジットであり、本質的には同じものである。違いは、CERは国連が認めているCO2削減量であり、一方、VERは民間の企業同士の約束であるにすぎない。つまり、国家的権威があるかないかの違いである。

この違いは会計上の償却費を税務上、損金とするのか、それとも寄付金とするのかの違いとして現れる。CERは国連が認めたクレジットであり、そのクレジットを使用したカーボン・オフセットはCO2削減となるというところに価値が認められ、国の償却口座または取消口座に移転するという無効化が行われるため、損金処理が認められやすいと予想される。一方、VERについては、本当にCO2削減に対する対価なのか、単なる寄付なのかを区別するのが難しくなり、税務上寄付金として処理することを選択する事業者も多くなるだろう。

## 5. 税務上の問題

税務上問題となるのは、カーボン・オフセットをしたときにその販売費及び一般管理費を損金として認識できるかどうかである。CERであれば、最低限日本政府に対する寄付として、全額損金算入することが可能だが、VERの場合や、CERでもそれをキャンセルすることを希望した場合には、税務上どのように扱われるかは個別具体的に検討しなければならない。

現在、クレジットの調達時に、その調達費用を全額費用として処理しているケースが多いと予想されるが、そのような処理をした場合に、それを損金とすることは可能かどうか。つまり、クレジットの償却により実際には政府口座に移転するが、それを無視して、お金の流れを重視した場合には、そのクレジット調達先との取引に費用性があるかどうかで考えられるのではないか。この点、クレジット調達先への支払は、クレジット調達代及びその委託料にすぎないので、この代金支払いをすべて費用化することはできないとする見方もある。つまり、両者の見方の違いは、CERやVERクレジットに積極的な資産性を認めて、それを処分することに費用性を認めるか、それともクレジットはあまり意味がなく、クレジットの調達先に資金援助することが重要なのかの違いであると考えられる。

どちらにしても、広告宣伝費として処理するためには、カーボン・オフセットが、それを行う企業のブランドイメージを高めることが必要である。企業の社会的責任を果たすことによって、いい会社だなどと思われ、それにより売上げが伸びるという間接的なCSR目的の費用と認められれば、それは広告宣伝費として処理できる。

■カーボン・オフセットの会計処理のまとめ

	支出時に費用処理	販売時に費用処理	償却時に費用処理
クレジットを10トン分購入した。単価は3000円/トン。	広告宣伝費 30,000 / 現金 30,000	クレジット 30,000 / 現金 30,000	クレジット 30,000 / 現金 30,000
8トンのCO <sub>2</sub> を排出して製品を製造した。	仕訳なし	仕訳なし	仕訳なし
今期には8トン分に相当する製品が販売された。	仕訳なし	広告宣伝費 24,000 / クレジット 24,000	引当金繰入 24,000 / 引当金 24,000
8トン分クレジットを償却した。	仕訳なし	仕訳なし	引当金 24,000 / クレジット 24,000
	2トンのクレジットが簿外資産となる。	クレジットを償却していないのに、資産から除去してしまう。	クレジットの増減を厳密に処理する考え方。



- 公的評価（国レベル）
  - ✓ 地球温暖化対策推進法で「背景情報」への記載は可能だが、削減カウントは不可
  - ✓ 環境配慮契約法では、電力入札のオプションとして利用可能となった
- 公的評価（自治体レベル）
  - ✓ 地球温暖化対策計画書制度の評価
    - ◇ 東京都：定性評価のみ
    - ◇ 京都府、大阪府、横浜市：定量的評価も可能
  - ✓ グリーン電力購入制度
    - ◇ 東京都は義務化となった。（購入電力量の5%をグリーン電力証書若しくはRPSとする）

## 3-2 委員による討議・主な質疑

### ■ CO<sub>2</sub>削減効果について

#### ➤ CO<sub>2</sub>削減効果を評価する場合にはどういった基準になるのか？

⇒ これまでCO<sub>2</sub>価値については検討が行われていなかった。昨年環境省でカーボン・オフセット検討会が開始されたことで、グリーン電力認証機構でも検討を開始したところである。

現状、CO<sub>2</sub>評価（排出係数）は顧客に任せている。全電力平均で評価する方もいれば火力平均で評価する方もいる。定量評価を導入した自治体（京都府、大阪府、横浜市）の対応も分かれている。京都府と横浜市では違う指標を用いている。

### ■ 消費税について

#### ➤ 証書の販売時、消費税はどうしているのか？

⇒ 寄付金処理をする顧客には消費税をかけていない。広告宣伝等で処理する顧客には消費税をかけている。

#### ➤ 広告宣伝費として認められるのはどんな場合か？環境報告書に載せるだけでは難しいと思うが？

⇒ 作成したポスターを持っていったという事例は聞いたことがある。

### ■ 費用処理について

#### ➤ 現状、寄付金扱いとのことだが、社会認知が高まり、求める人が多ければ税務署の対応も違ってくるのではないか？7年前に始めた当初と今では状況は全く違うだろう。環境省、経済省で一体となって持ち込めば、道開けるのではないか？

⇒ 昨年暮れに、東京都を中心に8都県市の要望で、経済産業大臣・環境大臣の連名で財務大臣宛に要望書を提出した。ただし、明確な対価性の部分が難しい。

#### ➤ 対価性の部分は、いつまでたっても難しい。対価性がなくても認められているものもある。対価性よりもそれが社会的使命と認知されているかで決まってくるのではないか。

### ■ RPSとの関連

#### ➤ RPSとのダブルカウントになることはないのか？

⇒ RPSに出している電源には手をつけられない仕組みなので、ダブルカウントにはならない。

#### ➤ RPSは法的な根拠がある。グリーン電力証書はどうか？そもそもグリーン電力認証機構とはどういった団体なのか？

⇒ 認証委員会のオブザーバーには資源エネルギー庁、環境省、東京都が入っているが機構自体は任意団体である。法的に位置付けようと思っても、そこに、限界がある。

### 3-3 議論の整理

村井委員

#### I. 4つの施策

本章ではグリーン電力証書のスキームと会計処理が述べられているが、もう少し体系的な視点から補足説明を行いたい。現在、わが国では再生可能エネルギー導入として、4つの施策が稼働している。すなわち、①余剰電力買取制度、②グリーン電力基金、③グリーン電力証書システム、④電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法上の制度（RPS法制度）である。

#### II. 需要者側からの新エネルギー導入

需要者側からの新エネルギー導入支援のツールとしては、グリーン電力制度がある。これには、「グリーン電力基金」と、「グリーン電力証書システム」の2種類がある。

##### 1. 「グリーン電力基金」の概要と会計問題

「グリーン電力基金」とは、一般電力消費者から寄付を募り、自然エネルギーの普及支援活動を行うためのものである。これは、2000年10月に設立された。

まず、参加者（一般消費者）は、地域の電力会社に一口500円/月（関西電力のみ一口100円/月）の寄付をする。電力会社は、参加者からの拠出金と同額程度を拠出して、基金運用主体に寄付をする。この基金運用主体が、地域の風力発電事業者や太陽光発電事業者に助成する。電力会社は、その地域の自然エネルギーの普及に「助成金」という形の補助金を拠出し、貢献することを意図したものである。さらに、電力会社はその自然エネルギー発電事業者からの電力を有償（公表しているメニュー価格の場合が多い）で購入する。したがって、発電事業者は電力会社から助成金を受け、さらに売電することによって売電収入を確保することができるのである。

このように、このスキームは一般消費者と地域電力会社が一体となった寄付金方式での自然エネルギー振興手段であるといえよう。したがって、参加者からの寄付金ならびに電力会社の寄付金は、当然ながら税務上「寄付金」として取り扱われ、所得控除の対象にはならないのである。参加者の寄付金は、月々の電力料金と合わせて各電力会社から請求される。

このような、消費者による個人レベルの自主的参加型のスキームのため、2007年1月現在、17,017件、参加口数19,725件（東京電力の実績は2003年1月末では15,687件）<sup>i</sup>のみであり、全国での加入口数は約6万件（家庭用需要の0.1%）に過ぎないのである。また最近の傾向として、加入口数は2003年をピークに漸減傾向にある。<sup>ii</sup>さらに、消費者の寄付金がベースのため、自然エネルギーによる発電電力量が保障されていないことが難点である。

## 2. 「グリーン電力証書システム」の概要と会計問題

2000年11月に、電力会社7社（東北、北陸、東京、中部、関西、四国、九州）と総合商社2社（住友商事、三井物産）、日本風力開発㈱、㈱三井住友銀行の計11社によって、日本自然エネルギー㈱（資本金3億円）が設立された。現在は、日本自然エネルギー㈱の他に㈱自然エネルギー・コム等複数の事業者も参入している。この日本自然エネルギー㈱が仲介者（より正確にいうならば、グリーン電力証書発行企業）となり、一般企業が約4円/kWhのプレミアム料金を支払いグリーン電力証書の発行を委託することによって、使用している電気を自然エネルギーによる電気に転換したと見なすスキームである（傍点は筆者）。<sup>iii</sup>そして、この証明書としてグリーン電力証書が企業に発行される。

ここで注意しなければならない点は、上記で述べたように、需要者が消費する物理的な電力は必ずしも風車で発電されたグリーン電力ではなく、需要者の地域の電力会社またはPPS（特定規模電気事業者）が販売した電力の可能性が高いということである。すなわち、「グリーン電力と見なした電力を消費する」のである。このことは、税務上の処理とも非常に関連してくる。

要するに、自然エネルギーで発電された電力だけではなく、化石燃料削減という省エネルギーを達成し、CO<sub>2</sub>削減にもつながる「環境付加価値」が「グリーン電力証書」という形で具現化、可視化されるのである。ただし、この点は、省エネ法上での報告では付記事項（参考数値）扱いであり、後述する省エネ法の理念との整合性が取れていないのである。

## 3. 「グリーン電力証書システム」の法・会計問題と排出権取引の関連性

このグリーン電力証書に関する会計問題として、需要者が風力発電の委託をするため、約4円/kWhのプレミアムを日本自然エネルギー㈱に支払う際の委託金の取り扱いがある。この委託金が税務上、需要者にとって費用とは認められず、損金算入できず寄付金扱いになっている。したがって、企業のグリーン電力証書を購入するインセンティブは小さくなるのである。需要者が通常の電力料金よりも割高な料金を支払うのであれば、これを環境に対する投資として考え、費用計上できるような制度設計を形成する必要があると考える。

また、グリーン電力証書のスキームは非常に排出権取引制度と類似している。この寄付金を排出権取得のためのプロジェクト・ファイナンスへの拠出金として認識すれば、その見返りであるグリーン電力証書はまさに「排出権証明書」そのものと捉えることができる。しかしながら、グリーン電力証書は、省エネルギー法上の削減努力として認められていない。なぜならば、前述したように、これは使用している電気を自然エネルギーによる電気に転換したと見なしているからである（筆者傍点）。

それゆえ、このグリーン電力証書制度は、グリーン電力証書が行政政策から明確な位置づけが与えられたものではなく、あくまでも需要者の自主的投資にしか過ぎないことから、日本自然エネルギー㈱は、1) グリーン購入法の特定調達品目としてグリーン電力証書を指定する、2) グリーン電力証書を省エネルギー法上の省エネルギーとして取り扱うことを、行政に提案している。<sup>iv</sup>このような提案が受け入れられるならば、需要者にとっても発電事業者にとっても

メリットがあり、投資インセンティブが向上するであろう。とはいえ、この点は、次に考察する RPS 法制度での排出権取引との連動性を考える上でも、重要な論点である。

小括として、需要者側からの制度設計であるグリーン電力基金とグリーン電力証書を整理すれば、(図表1)のようになる。

(図表1) グリーン電力基金とグリーン電力証書の対比

	対象	目的	実施主体	特徴	欠点
グリーン電力基金	一般消費者	個人レベルでの環境への自主貢献	GIAC等の各地の財団と電力会社	入札と助成方式	寄付金のため、電力量が保証されない
グリーン電力証書	企業、NGO、NPO、自治体	企業・団体による省エネルギーや環境対策への参加	日本自然エネルギー(株)、(株)自然エネルギー・コム等	委託契約と証書販売	相対で取引単価を決定するので、電力量が保証されるが、非常に安い単価にシフトしやすい。

(出所) 東京電力グループ作成の資料「日本自然エネルギー(株) (2001年12月配付) を参考に  
して、修正・加筆。

### Ⅲ. 供給者側からの新エネルギー導入と会計問題

#### 1. 余剰電力買取制度とRPS法制度

次に供給者側からの新エネルギー導入支援には、先に述べた需要者側と同様な制度がある。すなわち、「余剰電力買取制度」と、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(通称、Renewable Portfolio Standard法)上の制度」(以下、RPS法制度)の2種類である。

まず、前者の「余剰電力買取制度」について説明を行いたい。この制度は、自然エネルギーの普及支援策として、1992年度から電力会社に導入されたものである。すなわち、東京電力を例にとると、電力会社がピーク時(昼間)の電力を、太陽光発電の余剰電力の場合には電力量単価を約22-25円/kWhで、また事業用風力発電の場合にはそれを11.70円/kWhで、任意に買い取るものである。家庭用太陽光発電では、一般消費者は昼の売電収入と夜の買電料金を相殺することになる。この制度の特徴は、電力会社が事業者や一般消費者から電力を購入する際の買取価格に上限が付されていることである。

後者のRPS法制度は、2003年4月から施行された「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」のもとでの制度である。これは、前者の余剰電力買取制度に強制力を付加

させたものである。すなわち、電気事業者に毎年、販売電力量に応じて一定割合以上の新エネルギーの供給を義務付ける。この義務の履行にあたって、電気事業者は、3つのオプション、すなわち①自らが発電、②他から新エネルギー等電気を購入（電気＋証書）、③他から新エネルギー等電気相当量（証書）の中から一つを選択するになる。③の新エネルギー等電気相当量（RPSクレジットまたは証書の部分）とは、義務遵守がある環境付加価値と見なされており、Ⅱで検討した義務遵守がないグリーン電力証書と類似している。以下では、RPS法制度に関してその制度設計と問題点を、会計と排出権取引の観点から考察したい。

## 2. RPS法制度の概要

RPS法は、2002年6月5日に交付されたものであり、第17条ならびに附則第6条からなる。このRPS法の特徴点は、前述したように、電気事業者に毎年、販売電力量に応じて一定割合以上の新エネルギーの供給を義務付けたことである。（図表2）は、電気事業者の義務履行について、平成15年（2003年）から平成26年（2014年）までの全国の利用目標量である。<sup>v</sup>なお、ここでいう電気事業者とは、一般電気事業者（東京電力㈱等）、特定電気事業者（諏訪エネルギーサービス㈱等）、特定規模電気事業者（ダイヤモンドパワー㈱等）の3つに分かれる。（図表2）からわかることは、新エネルギー等電気の普及目標値（2010年度の目標値は、1.35%）は後述する諸外国の状況と比較すると極めて低く<sup>vi</sup>、かつその義務履行量も2007年度から急激に増加させる必要があるということである。

（図表2）電気事業者の義務履行

（億kWh/年）

15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
73.2	76.6	80.0	83.4	86.7	92.7	103.3	122.0	131.5	141.0	150.5	160.0

（出所）経済産業省告示第15号、平成15年1月27日、ならびに経済産業省、総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会『RPS法小委員会報告書（案）』2007年2月、12頁から作成

さて、この義務の履行にあたり、前述したように電気事業者は3つのオプションを持っている。すなわち①自ら新エネルギー等電気を発電して供給する、②他から新エネルギー等電気を購入して供給する（物理的な電気＋RPS証書）、③他から新エネルギー等電気相当量を購入する（RPS証書のみ）の中から一つを選択するになる。特に、③新エネルギー等電気相当量（RPS証書、RPSクレジットともいう）とは、環境付加価値の部分であり、Ⅱで検討したグリーン電力証書と類似している。ただし、RPS証書は義務遵守に用いることができるが、グリーン電力証書は義務遵守にはなんら関係がない。

このように、RPS 法制度は 2008 年度までは義務履行の目標値が低く、しかも風力発電事業者は、自らが系統に連系しなければならない。したがって、電気事業者にとって非常に好都合なスキームになっているといえよう<sup>vii</sup>。現在、電力事業者は、風力や太陽光よりも発電コストが安く、補助金を受けた廃棄物発電を新エネルギーとして増やしている。これでは、新エネルギーを推進しようという RPS 法の制度設計自体が問題であると指摘できよう。

### 3. RPS 証書の会計問題と排出権取引との連動性

これまで検討したように、グリーン電力証書と RPS 証書が排出権取引のアナロジーに利用できると考えられる。特に、義務遵守に用いることが可能な RPS 証書は、キャップ・アンド・トレード (Cap&Trade) 型の排出権取引の一形態として捉えることができよう。

国際財務報告解釈委員会(IFRIC)の「解釈指針第3号」(2004年12月公表、2005年7月撤回)では、再生可能エネルギー証書 (renewable energy certificates) がIFRICの基準に準拠するかどうかを明らかにせよという質問が寄せられている。<sup>viii</sup>ただし、解釈指針第3号では再生可能エネルギー証書に関して触れている箇所は、この一箇所のみであり、IFRICは具体的な説明や仕訳例を示していない。

わが国の企業会計基準委員会 (ASBJ) が 2004 年 11 月 30 日に公表した「実務対応報告第 15 号」(2006 年 7 月改正) では、排出クレジットの性格はわが国の「金融商品に係る会計基準」の第一において示されている資産の形態と類似性がないことやクレジットを有するものは現金を受け取る権利がないことから、金融資産に該当しないと述べている。<sup>ix</sup>

このように、現状では、RPS 証書に係る会計処理は明確なものではない。現在のところ RPS 証書の流動性が低く、その市場が確立していないため議論がほとんど出てきていないが、RPS 証書は排出権取引同様に、口座の開設、クレジットの移転、システムの信頼性、口座情報の開示が求められている。おそらく、今後は RPS 証書と排出権取引市場との連動を図ることが要求されてくるかもしれない。<sup>x</sup>

今後の再生可能エネルギーの進展による RPS 証書 (環境付加価値部分) の流通市場の構築の必要性のためにも、RPS 証書の会計処理のインフラ整備が必要不可欠である。

## IV. まとめ

ここでは第 3 章の事例研究としてとりあげたグリーン電力証書を体系的に整理・理解する上で、わが国の再生可能エネルギー導入の手段としての 4 つの施策である①余剰電力買取制度、②グリーン電力基金、③グリーン電力証書システム、④電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法 (RPS 制度) について、需要者側と供給者側の施策に分けて考察してきた。その結果、わが国のグリーン電力証書に関しては寄付金扱いとなっており、需要者側が損金計上できないという障壁がある。この会計処理はわが国独自のものであり、欧米の再生可能エネルギー義務証書の会計処理と大きく異なっている。

また、RPS法制度に関しても、電気事業者（供給者）側の論理ではなく、一般消費者（需要者）側の論理を確立すべきである。最終的には、ドイツ・オランダのような市民参加型（固定買取制度）の再生可能エネルギーシステムへの移行を目指すべきであるが、そのためには、まずインフラとしての再生可能エネルギーに関する会計制度を整備することが喫緊課題である。

いずれにせよ、市場の連動性の観点から、グリーン電力証書と RPS 証書ならびに CO2 排出権取引上の会計処理の整合性を確立することが必要である。

## 注

i G I A C のホームページ、「グリーン電力基金加入状況」を参照。 <http://www.giac.or.jp/green/gr006.html> (2007.2.1 閲覧)

ii 経済産業省、総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会 RPS 法小委員会（第 3 回）平成 18 年 12 月 13 日開催 資料 3 6 頁を参照。

[http://www.meti.go.jp/committee/gizi\\_0000008.html](http://www.meti.go.jp/committee/gizi_0000008.html)(2007.3.1 閲覧)

iii 事業化当初の風力発電については、3 円 50 銭で「グリーンな価値」を仕入れ、それを証書化し 4 円で売却していた。しかし、現在は電源や規模によって多種多様である。例えば、バイオマスは 1 円台での購入であり、イベント用の少量な電力は 10 円以上で販売されている。この価格については、経済産業省、総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会 RPS 法小委員会（第 6 回）平成 19 年 2 月 6 日開催 資料 2 を参照されたい。

[http://www.meti.go.jp/committee/gizi\\_0000008.html](http://www.meti.go.jp/committee/gizi_0000008.html)(2007.3.1 閲覧)

iv 日本自然エネルギー(株)の前掲ホームページ、「グリーン電力証書システムの課題」を参照。

v 上記の「RPS 法小委員会報告書(案)」に 2011 年から 2014 年までの義務量が記載されており、そのまま施行される予定である。(図表 6) では、それを反映させている。

vi 日本の RPS の定義は極めて狭義であり、諸外国と RPS 制度上の対象範囲が異なることを考慮しなければ、比較可能はできない。わが国と諸外国の目標設定状況をまとめたものとして以下が参考になる。経済産業省、総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会 RPS 法小委員会（第 1 回）平成 18 年 11 月 6 日開催 資料 5 8 および 17 頁 を参照。[http://www.meti.go.jp/committee/gizi\\_0000008.html](http://www.meti.go.jp/committee/gizi_0000008.html)(2007.3.1 閲覧)

vii 2010 年度は、単年度クレジットが需要超過になる可能性がある。このように現在と将来の需給ギャップの状況が、この制度運用をより難しくするのではないかとと思われる。RPS 法小委員会（第 3 回）平成 18 年 12 月 13 日開催 議事録を参照のこと。

<http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004019/index..html>(2007.3.1 閲覧)

viii International Financial Reporting Interpretations Committee, Interpretation 3, Emission Rights, Dec. 2004, BC8

ix 企業会計基準委員会 (ASBJ) 「実務対応報告第 15 号 排出量取引の会計処理に関する当面の取り扱い」 改正平成 18 年 7 月 14 日 2 頁

x RPS 相当量の流動性が増え、バンキングされた相当量が時価評価になった場合、RPS 相当量に評価損益の問題が発生し、財務・経営問題に繋がるなどの指摘もある。船曳尚「RPS 相当量の価格に影響を与える要素」『Natsource Japan Letter』2005 年 10 月号、18 頁。

## 參考資料

## 参考1、委員会議事録

### 平成19年度 第1回排出クレジットに関する会計・税務論点調査研究委員会 議事メモ

■日時：平成19年10月3日(水) 19:00～21:30

■場所：地球産業文化研究所 会議室

■委員：(敬称略 50音順)

委員長：黒川 行治 慶応義塾大学商学部教授

委員：伊藤 眞 慶応義塾大学商学部教授

委員：大串 卓矢 株式会社日本スマートエナジー代表取締役

委員：小林 繁明 税理士法人トーマツ パートナー

委員：高城 慎一 八重洲監査法人

委員：村井 秀樹 日本大学商学部教授

■オブザーバー (順不同、略称)

中央三井信託銀行 長屋様

東京電力 伊藤様

トーマツ 西本様

日本政策投資銀行 加藤様、賽方様

ナットソース・ジャパン 井筒様、島田様

日本エネルギー経済研究所 坂本様

三菱商事 大谷様

三菱UFJ信託銀行 平様

■GISPRI

蔵元専務、林部長、徳武、柴田、渡邊、松本 (事務局・文責)

■議事：

#### 1. 蔵元専務理事挨拶

前任の木村に代わって4月に着任した。本委員会は歴史も古く、産業界にも大変貢献してきたと聞いている。京都議定書第1約束期間の開始を来年に控え、事業者も実際の会計処理に直面する事態になってきており、本委員会の重要性は益々増大していると感じている。黒川委員長はじめ委員の先生方には引き続きよろしくご指導を賜りたい。

## 2. 黒川委員長挨拶

ご紹介いただいたとおりこの委員会には歴史があり、国際会計基準委員会よりも早く排出クレジットの会計処理について議論し、レポートを出したということが我々の誇りである。5年程前の「排出クレジットとは何か?」というところから手探りで議論を続け、委員の先生方も1人も欠けずここまで来ることができたことに感謝している。今年度も引き続きよろしくお願ひしたい。

## 3. 今年度検討事項について

<資料3,4に基づき事務局より説明>

## 4. 排出クレジットに関する最近の動向について

<資料5に基づき事務局より説明>

-質疑事項-

【黒川委員長】

日本として最終的に京都議定書達成のためにどの程度のクレジットが必要と考えればいいのか?

⇒ 事務局 (松本)

先日の中間報告で明らかにされた20~34百万t/年の不足分については、政府は今のところ新たな追加対策を実施するとしており、政府としてのクレジット購入量は基準年1.6%分の1億t(5年間)を変えていない。その他に、経団連環境自主行動計画参加企業が自主目標達成のために多くのクレジットを利用することになるだろう。

⇒ 黒川委員長

政府のクレジット購入費用はどこから出ているのか?

⇒ 事務局 (蔵元)

環境省と経済産業省の両省で予算<sup>1</sup>を取っている。エネルギー特会がベースである。

【村井委員】

9月の日経新聞記事<sup>2</sup>で、日本企業が必要量の半分の手当てができているという記事が出ていたが実態はどうか?数字に信憑性はあるのか?

⇒ 大谷オブザーバー

数字の根拠は不明だが、日本政府承認プロジェクトを積み上げたものではないか?

⇒ 事務局 (松本)

<sup>1</sup> H19年度は経済産業省56億円、環境省73億円の計129億円(国庫債務負担は407億円)。H20年度概算要求額は経済産業省151億円、環境省164億円の計315億円。

<sup>2</sup> 9/17日経新聞1面。日本企業が9000万t近くを取得したとある。

このうちの大部分は経団連環境自主行動計画参加企業が目標達成に利用すると思われるが、先ほどの 20～34 百万 t/年については、経団連の目標達成を前提にそれでも足りないという数字のため、決して楽観できるものではない。

#### 【高城委員】

環境省から要望に出ている「京都メカニズムクレジット購入準備金制度」だが、会計と税務が食い違うという点からは少し懸念がある。

⇒ 小林委員

企業としては、毎年費用で落としたい一方で、クレジットはキープしておきたいという税務的には矛盾した願望があるので準備金を提案されたのではないか。

⇒ 伊藤委員

税務上だけ損金で、会計上は費用でないということで、申告調整となるだろう。

⇒ 小林委員

実際には、首相レベルが動かないと実現はかなりの難しいのではないか。

⇒ 大串委員

毎年（いつでも）政府への移転をできるようにすれば、企業は費用化できるのだからそれでよいと考えている。

⇒ 黒川委員長

公害防止準備金のような、政策ということなら理解できる。

⇒ 伊藤委員

税効果会計の適用になるだろう。

## 5. 事業者への質問票についての検討

### <資料 6 に基づき事務局より説明>

#### -審議事項-

#### ■質問 2 について

#### 【伊藤委員】

ブランド価値というのは少し説明が必要であろう。

⇒ 黒川委員長

「排出クレジットの選択」でどうだろうか。

⇒ 加藤オブザーバー

量を優先して中身は問わないという顧客もいる（デリバリーリスクを考慮する）。

⇒ 黒川委員長

リスクといってもカントリーリスクだけではない。この点も踏まえて事務局で整理をお願いしたい。

■シンククレジットについて

【黒川委員長】

以前議論したシンククレジットについても追加したい。

現物価格 > シンククレジット価格+クレジット先物価格

という大串委員説について、実際にどのような行動をとっているのか確認したい。

⇒ 大串委員

先物価格がないので、現実的ではない。

⇒ 黒川委員長

啓蒙の意味もあるので、聞いてみることにしたい。

■質問3について

【黒川委員長】

政府口座への移転は実際にはどういった形式なのか？シリアルナンバーを選べるのか？

⇒ 事務局（松本）

事業者（移転元）が選択できるはずである。

⇒ 村井委員

シリアルナンバーは1 t 毎に振られているのか？

⇒ 平オブザーバー

1 t 毎にナンバーは振られているし、現状はルールがないので移転においては企業がどれを出すか自由に決められる。現実的ではないが、通番でなくバラバラの番号を差し出すことも可能であろう。

⇒ 黒川委員長

それであれば、棚卸資産と同様に会計処理を決めておく必要があるだろう。

⇒ 平オブザーバー

当社は CSR 目的にて取得しているが、監査法人と相談して個別法を考えている。昨年法務省と信託の議論があった際に、排出クレジットについては種類物でなく特定物の整理となったと聞いている。そのため個別法の蓋然性が高まったと考えている。

⇒ 黒川委員長

質問としては、まず「自社使用目的」の場合に限定し、前渡金支出時に「無形固定資産」「投資その他の資産」「費用処理」のいずれの処理を行っているかを確認する。その後、固定資産を採用している方に「個別法」「平均法」「先入先出法」を確認することとする。

⇒ 伊藤委員

個別管理と言っても、どの単位で行うかという問題もある。そこも確認したらどうか。

⇒ 黒川委員長

賛成。その後、売却目的の方にも同様の質問をすることとする。また、売却目的の場合低価法を適用するつもりか、その場合「洗替法」と「切放法」のどちらを選択するか、そのときの取得原価と比較する時価は「再調達価格」か「正味売却価格」かも確認したい。

⇒ 伊藤委員

将来トレーディング（頻繁な売買）を行う予定はあるか、またその場合、どういう会計処理を考えるかということも確認したい。

#### ■質問4について

【黒川委員長】

「総額法」「純額法」「折衷法」だけではわからないだろう。もう少し詳しい説明がある。

#### ■質問5について

【大串委員】

固定資産を将来計上するのに、前渡金というのは違和感がある。

⇒ 黒川委員長

「前渡金」の勘定科目は流動資産にしかない。ASBJでの議論で「長期前渡金」ということにしたはずである。固定資産の部に入れておけば問題ないのであろう。

【黒川委員長】

出資金処理をしたファンドからの分配処理について「投資額の戻り」か「時価」かを確認したい。勘定科目は「出資金の戻り」か「受取配当金」を確認する。

#### ■質問3について（戻り）

【黒川委員長】

自社使用の場合、償却時の「販売管理費」か「製造原価」かも確認したい。

⇒ 大串委員

電力会社などでは「製造原価」もあるかもしれない。

⇒ 黒川委員長

また、損金に認められなくても、広告宣伝費等で費用処理したケースがあるかも確認したい。

⇒ 小林委員

質問を2つに分けて、「費用処理をしたか」 その場合、「損金不算入の申告調整をしますか？」という形にするのはどうか。

■ 質問 7 について

【黒川委員長】

クレジット以外の収入があっても、きちんと分けて原価計算するという選択肢もあるだろう。

■ 質問 8 について

【小林委員】

償却時期と費用処理は必ずしも一致しないので、質問を分けた方がいいのではないか？

■ その他

【黒川委員長】

消費税について何か確認することはないか？

⇒ 小林委員

課税処理しか考えられないので、ここは疑問の余地がないのではないか。

⇒ 平オブザーバー

根拠法には明文規定がなく、それぞれの判断で対応しているが、実務上は課税処理を行っているのが実態ではないか。

⇒ 小林委員

ほとんどの事業者は、最終的には還付されるのであまり問題にならないだろう。

【黒川委員長】

ドルベース、円ベースについては何かあるか？

⇒ 伊藤委員

「ファンド決算書はドルか？その場合為替リスクにはどんな対応しているか？」といった感じの質問でいいのではないか。

\*1 週間も目処に事務局が修正案を作成し、その後メールで各委員の確認を取り、10 月中旬を目処に質問票を送付することとする。

## 6. 次回

日時：平成 19 年 11 月 19 日（月）19:00～21:00

場所：地球産業文化研究所 会議室

以 上

平成19年度 第2回排出クレジットに関する会計・税務論点調査研究委員会  
議事メモ

■日時：平成19年11月19日(月) 19:00～21:00

■場所：地球産業文化研究所 会議室

■委員：(敬称略 50音順)

委員長：黒川 行治 慶応義塾大学商学部教授

委員：伊藤 眞 慶応義塾大学商学部教授

委員：大串 卓矢 株式会社日本スマートエナジー代表取締役

委員：小林 繁明 税理士法人トーマツ パートナー

委員：高城 慎一 八重洲監査法人

■オブザーバー(順不同、略称)

経済産業省 長田様

中央三井トラスト 水谷様

東京電力 伊藤様

日本政策投資銀行 高谷様、賽方様

ナットソース・ジャパン 井筒様、島田様

三菱商事 大谷様

三菱UFJ信託銀行 平様

森・濱田松本法律事務所 武川様

■GISPRI

蔵元専務、柴田、松本(事務局・文責)

■議事：

1. アンケート結果について

<資料3, 4に基づき事務局より説明>

-委員による討議-

[設問3 自社使用目的の場合の評価方法]

【黒川委員長】

前渡金支出時の会計処理については、ASBJ<sup>3</sup>での検討時に大串委員と一緒に「無形固定資産」を主張したが、今回「投資その他資産」を選択した企業が多い点は少し残念である。ただし、「投資その他資産から取得後に無形固定資産に振替する」という回答が1社あったことから、「投資その他資産」との回答者の中にも「無形固定資産」を念頭においている企業があるかもしれない。

償却時の評価方法も、個別法と平均法とに分かれた。当委員会としては「平均法」

<sup>3</sup> 企業会計基準委員会(ASBJ)の実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」

がお勧めだが、監査法人によっては「個別法」をとるところもあるようだ。回答のなかった企業も結構あるようである。

⇒ 伊藤委員

償却はまだ先であり、これから考える企業も多いのだろう。

【黒川委員長】

償却時の勘定科目は回答すべてが「販売費および一般管理費」だった。ASBJ ではわざわざ「製造原価」もあると確認をしたのに少し残念だ。原則として「販売費および一般管理費」と ASBJ に書かれるとやはりそちらを選ぶのだろう。

⇒ 伊藤委員

「製造原価」は実務界からの要請か？

⇒ 大串委員

実務界からの要請は費用化できることであった。費用の項目については議論にはならなかった。

【黒川委員長】

CSR 目的で費用処理をした会社もあった。寄付金処理をしたようだ。

⇒ 大串委員

おそらくグリーン電力証書だろう。したがって販売業者への寄付という形をとっているであろう。

⇒ 伊藤委員

CSR 目的なら広告宣伝費でもいいのではないか？

⇒ 小林委員

あまり税務上のリスクをとりたくないのだろう。寄付金であっても枠内であれば損金参入は可能である。

⇒ 高城委員

それは、限度額を計算し上回る部分は損金不参入という税務上の一般の寄付金のことか？

⇒ 小林委員

そうである。

⇒ 黒川委員長

政府口座への移転時期については任意でよかったのか？

⇒ 長田オブザーバー

償却時期については特に定めていない。国の遵守については毎年ではなく、最終的には追加期間最終年の 2015 年に確認を受けることになっている。

⇒ 黒川委員長

損金算入には償却が前提になる。国へ償却した際の証拠書類としてはどういったものがでるのか？

⇒ 長田オブザーバー

登録簿上では、現在、証明書は想定していない。口座残高もしくはトランザクション履歴が現時点で入手可能なものである。必要であれば証明書の発行なども検討に値すると思う。

⇒ 黒川委員長

税務当局が現状のものを証拠書類と認めるかについては、確認いただく必要がある。

#### [設問4 転売目的の場合の評価方法]

【黒川委員長】

売却時の評価方法は「個別法」が4社、平均法が1社であった。当委員会のお勧めは「平均法」であり、ここは、もう少し普及活動が必要かもしれない。

⇒ 伊藤委員

税務当局に否認されるような事態になれば、変わってくるだろう。

#### [設問5、6 ファンド出資の際の評価方法]

【小林委員】

出資金処理を総額法でおこなって、分配を受取配当とするのは原理的にありえない気がする。

⇒ 黒川委員長

今回の質問において、総額法の説明も不足しており、勘違いをされているのかもしれない。

#### [設問7 他社購入の際の間接費用]

【黒川委員長】

ここは結構分かれたところだ。事務局はどのように分析しているか？

⇒ 事務局（松本）

プロジェクトを複数同時に行っている企業などは、比較的期間費用で落としている例が多いように見受けられる。弁護士費用などは包括契約となっているのではないかと？

⇒ 伊藤委員

慣れている会社は、税務上落とせるものは費用化しているのではないかと。

⇒ 高城委員

仲介手数料はプロジェクト単位で領収書も出るため、すべての企業が取得原価としている。逆に人件費などはなかなかプロジェクト毎に分けにくいのだろう。税務上危ないと思えば取得原価とし、大丈夫だと思えば期間費用としているのだろう。その他、金額の大小もある。いずれにしても税務上の取り扱いが出ればすっきりする。

- ⇒ 武川オブザーバー  
弁護士費用は、ファンド購入や ERPA 締結の際などのものであろう。排出クレジットに関しては個別契約が多い。論理的には取得原価だと思うが、複数プロジェクトを実施していると期間費用といった認識を持つのもかもしれない。
- ⇒ 伊藤オブザーバー  
銀行保証料は、前渡金が返還されないリスクを回避するためのものである。
- ⇒ 武川オブザーバー  
銀行保証料には2点あり、今ご指摘の点と、購入側の支払いを保証するためのものである。
- ⇒ 黒川委員長  
日本の企業に対しても、相手側が要求するのか？
- ⇒ 大串委員  
実際に、購入契約段階で相手側から求められている。
- ⇒ 高谷オブザーバー  
ファンドの場合でも保証を求められる場合がある。
- ⇒ 黒川委員長  
保険料は貿易保険のようなものか？
- ⇒ 大串委員  
デリバリーを保証する保険もあるようだが非常に高価らしい。価格変動リスクをヘッジする保険もあるようだ。貿易保険も使えるのもかもしれない。
- ⇒ 黒川委員長  
間接費用については、実務的には税務の問題になるのだろう。

## 【設問8 自らプロジェクト実施の場合】

### 【黒川委員長】

お答えいただいたのは3社。クレジット以外の収入があるのが2社で、1社は副産物として原価計算していた。未定の会社もあるだろう。

- ⇒ 井筒オブザーバー  
メタン回収して発電するプロジェクトの場合、回収設備と発電設備とで原価を分けたとしても、メタン回収によるクレジット以外に発電によるクレジットも出るため複雑である。
- ⇒ 大串委員  
一般的には、風力発電などでは電力収入と CER 収入との比率は10:1程度である。しかし、メタン回収の場合はCO<sub>2</sub>の21倍で評価されるため、これが逆転して10:20ぐらいになる感じである。

⇒ 小林委員

まず、メタンを回収した段階で CER だけでなくメタンも発生したと考える。ここで原価計算により一旦メタンの単価を出し、次にこれを原材料として発電に投入したとして、その後発電収入と CER 収入に分けるという 2 段階のステップになるのだろう。

⇒ 伊藤委員

このあたりの複雑な仕組みを、税務当局に理解いただくことが重要である。

## [設問 9 自社使用の場合の償却、費用処理の時期]

### 【黒川委員長】

償却時期と費用処理の時期は同じと考えている企業が多いようだが、償却は最終年に行ったとしても費用化は各年均等に行いたいという要望もあるようだ。

⇒ 事務局（松本）

今回こうした要望は 1 件だが、環境省が H20 年度税制改正要望<sup>4</sup>で挙げているように、潜在的な要望は多いのではないか。

⇒ 黒川委員長

準備金制度なので、BS 上は動かさないで、別項目で税務上節税を図るということだろう。当委員会では、償却口座に入れる時期と費用処理の時期は平行と考えている。ただし、償却のやり方に関しては 5 年間均等や実際の排出量に応じてなどいろいろな考え方があろう。

## [設問 10 シンククレジット]

### 【大串委員】

意外に取得している企業が多いという感想をもった。原始取得（植林）が多いのは想定範囲であるが、他社から購入している企業も 1 社あったことは新たな発見である。

⇒ 事務局（松本）

この 1 社は償却目的で購入したようである。

⇒ 大串委員

償却した場合の会計処理についてはまだよくわからない。

⇒ 黒川委員長

この点がシンククレジットの難しいところである。政府としてはどう考えるのか？

⇒ 長田オブザーバー

特に 1-CER は約束期間の途中で補填義務が発生する可能性があるなど、かなり複雑である。t-CER のほうが処理はしやすい。

---

<sup>4</sup> 「京都メカニズム準備金制度」として購入時点で全額損金算入できるとする案を要望している

- ⇒ 黒川委員長  
第2 約束期間の枠組みが見えない中で、当面の第1 約束期間の対応としてシンククレジットを最大限に活用することも選択肢の一つとして政府は考えているのか？
- ⇒ 長田オブザーバー  
考えているかいないかといえば考えている。しかしそれ以上具体的な部分についてはまだ言いようがない。
- ⇒ 黒川委員長  
理論値を計算したところが3 社もあるのは驚いた。我々の報告書を見ていただいているのかもしれない。
- ⇒ 大串委員  
シンククレジットに関する論文というものは、まだ見たことがない。

## 2. 事業者からのご質問事項について

### <資料5に基づき事務局より説明>

#### -委員による討議-

#### [質問1 費用処理の時期について]

##### 【黒川委員長】

基本的には、クレジット償却をもって費用処理を行うことになるだろう。税務上も償却後でないと難しいだろう。準備金処理については税務と切り離して、会計処理を考えればよいだろう。

#### [質問2 費用処理の時期について]

##### 【黒川委員長】

具体的事例がわからないと議論ができないので、詳細を聞いていただいて次回以降の議論としたい。

#### [質問3 消費税について]

##### 【黒川委員長】

これは昨年議論したとおり、クレジットの輸入時は非課税、国内取引時は課税、輸出時は輸出免税ということであろう。

#### [質問4 VERの扱いについて]

##### 【黒川委員長】

VERの会計処理はASBJではCERに準じるということになっているが、税務上損金となるかはわからない。事務局指摘の通り、償却の概念がないという点がポイントだろう。VERが損金となる場合の税務上の判断基準はどうだろうか？

- ⇒ 小林委員  
広告宣伝の効果があるかどうかという点しかないだろう。環境報告書などに掲載されれば認められるのではないか。
- ⇒ 大串委員  
VER の場合、基本的に対価を求めるものではない。
- ⇒ 黒川委員長  
それであれば、税金払ってもよいというわけにはいかないのか？
- ⇒ 伊藤委員  
なかなかそうはいかない。地球環境に貢献しているのだから税務上の配慮をもとめる意見もあるだろう。税務上の判断基準の通達を出してもらうのがよい。
- ⇒ 小林委員  
カーボンオフセットの拡大により対象が個人へと広がっていくと、税務上は難しいだろう。
- ⇒ 大串委員  
ただ、税金を払うよりも、地球に貢献したいという要望を持つ個人は結構いるだろう。

次回は、12/25（火） 18:30 から弊所会議室を予定。

以上

平成19年度 第3回排出クレジットに関する会計・税務論点調査研究委員会  
議事メモ

■日時：平成19年12月25日（火）18:30～20:30

■場所：地球産業文化研究所 会議室

■委員：（敬称略 50音順）

委員長：黒川 行治 慶応義塾大学商学部教授

委員：伊藤 眞 慶応義塾大学商学部教授

委員：大串 卓矢 株式会社日本スマートエナジー代表取締役

委員：小林 繁明 税理士法人トーマツ パートナー

委員：高城 慎一 八重洲監査法人

委員：村井 秀樹 日本大学商学部教授

■講師

社団法人海外環境協力センター 加藤 真 様

■オブザーバー（順不同、略称）

経済産業省 長田様

日本エネルギー経済研究所 坂本様

日本政策投資銀行 高谷様、賽方様

ナットソース・ジャパン 井筒様、島田様

三菱商事 大谷様

森・濱田松本法律事務所 武川様

■GISPRI

林部長、徳武、柴田、渡邊、松本（事務局・文責）

■議事：

1. カーボンオフセットの現状について

<資料3, 4に基づき加藤講師より説明>

1) 海外におけるカーボンオフセット事業の展開と問題点

➤ 既に多くの企業・団体が参加

✓ 英国航空、フォルクスワーゲン、ヤフー、DELL、ワールドカップ2006 etc

✓ 予定通りの削減が出来ていない事例も存在（善意、悪意とも）

➤ 公的機関による基準作り

✓ 英国DEFRAによるルール作成のためのパブリックコメント（2007/3）

✓ IETAによる自主基準（2007/11）

## 2) 我が国におけるカーボンオフセット関連事業への関心の高まり

### ➤ 市場分析



出展：プレゼンテーション資料

### ➤ 供給サイドへのインタビュー

- ✓ 小口購入者の関心は地球環境保全による CSR
- ✓ プロジェクト内容へのこだわり多い

## 3) カーボンオフセットに関する指針案の検討

### ➤ オフセットの基本的要素

- ① 自らの行動に伴う GHG 排出量の認識
- ② 個人・企業等による 排出削減活動の実施
- ③ ①、②によっても 避けられない排出量の把握
- ④ ③の排出量の全部又は一部に相当する量を、他の場所における排出削減量・吸収量によって埋め合わせ (オフセット)

### ➤ オフセットのタイプ

- ✓ 市場を通じたオフセット
  - ◇ 商品使用・サービス利用型オフセット
  - ◇ 会議・イベント開催型のオフセット
- ✓ 自己活動型オフセット

### ➤ オフセット手段（京都クレジットの場合）

- ✓ 償却（国の議定書目標達成に貢献）
- ✓ 取消（国の目標とは無関係）

\*両方考えられる。海外などは取消が主流、カーボンオフセットの本来の趣旨も取消である。日本では償却望む声も多い。

### ➤ クレジットの種類

- ✓ 京都メカニズムのクレジット

- ✓ 国内排出量取引制度 (JVETS) のクレジット
- ✓ 一定の基準を満たす VER

#### -委員による討議-

##### [レジストリの確認]

##### 【事務局 (松本)】

VER を用いた場合のレジストリシステムについてはどういった見込みなのか。

⇒ 加藤講師

基本的にはオフセットプロバイダーが管理することが望ましいが、現実的にすべてのプロバイダーが対応できるかは別問題。国などが用意するという考えもあるが、未定である。(CER などが先行しており) VER についての整備はもう少し後になるだろう。

##### [オフセット商品製造者の会計処理]

##### 【黒川委員長】

具体的事例で考えたい。例えば、A 社がオフセット付飲料<sup>5</sup>を販売するとする。A 社は年間の販売見込量からそれを相殺する分のクレジットを購入もしくは植林などを実施するという事だろう。この場合、A 社の会計処理はどう考えたらいいか？

クレジットを購入したとして、1 本当たり 1 円上乗せして販売したとする。この場合は売上げか？

⇒ 伊藤委員

売上げに対応してコストを認識する (未払金)。クレジットを取消 (もしくは償却) した段階で負債と相殺するという事だろう。

⇒ 黒川委員長

ASBJ 基準でいうと、製造原価に入れて期間費用で落としていくのがわかりやすい。他に何かご意見はあるか。

⇒ 大串委員

1 年分の売上げが確定した段階で、GHG 排出量も確定する。その分のクレジット代金を引当金で認識し、翌年に相殺する。こういった、引当金の考えもできるのではないか。

⇒ 黒川委員長

引当を製造原価に入れて売上にすれば伊藤委員の案と対応する。

⇒ 伊藤委員

製造過程ではなく売上に 1 対 1 に対応しているため、厳密には製造原価と若干意味が異なる。売上原価もしくは販売管理費であろう。

---

<sup>5</sup> 1 本当たりの製造過程で発生する GHG を算定しその分をオフセットするイメージ

⇒ 黒川委員長

ここは議論の余地がありそうだ。以前、売上に関係なく、製造段階で“BAD s”が発生しているという概念で論文を書いたことがある。

企業にとっては、全額損金になるかどうかに関心時だろう。棚卸資産にいれると一部は損金にならずに残る。また、損金算入時期の問題もある。税務上はどう考えたらいいか。

⇒ 小林委員

難しい問題である。税務上は、収益を生むための付加価値があるかがポイントである。いろいろ考えたが、落ち着くところは広告宣伝費ではないか。損金算入のタイミングは、CERなら償却または取消をおこなった段階、VERの場合償却・取消概念がなければ購入時点という考え方もできる。

⇒ 大串委員

消費者の寄付と考えれば、預り金とも考えられる。

⇒ 村井委員

カーボンオフセット年賀も、5円分は預り金と考えるのが適当ではないか。消費者側はCERを得るわけではないので寄付金だろう。

⇒ 武川オブザーバー

カーボンオフセット年賀は業務委託に近い形だろう。個人向けカーボンオフセット場合、大半のプロバイダーは、業者に資金を渡して、排出クレジットを購入・取消（償却）を委託する形態をとっているようである。

A社の事例でいうと、製造原価、業務委託などいろいろな見方ができると思うが、消費者が債権者とは考えられないので、預り金の考え方は法的には難しいと思われる。

⇒ 大串委員

法的には難しいかもしれないが、消費者側からすれば、メーカーへの期待である。

⇒ 黒川委員長

上乘せでお金をもらった以上何か処理しないとイケない。やはり売上とするのだろうか。

⇒ 武川オブザーバー

一旦、売上計上したうえで、実際にかかった分を費用で落とすというほうが法的にはしっくりくる。

⇒ 小林委員

直接、売上原価にもっていくのは実務的には難しそうである。税務上は、寄付ではないということも認めてもらう必要がある。CERの場合はあまり問題にならないだろう。仮に寄付となっても相手が国ならば損金算入できる。VERの場合はやや難しいだろう。

## [VERの場合]

### 【黒川委員長】

A社がVERを購入してオフセットを行った場合はどうか？もしくは風力発電を行うNGOなどに出資した場合はどうか？

⇒ 加藤講師

実際には、セカンダリーマーケットでの調達の方が多い。

⇒ 小林委員

VER購入によるオフセットによりブランドイメージが向上したなど直接的な効果が認められれば、広告宣伝費として損金算入できるだろう。税務当局にも意義を理解いただく必要がある。

⇒ 武川オブザーバー

大串委員ご指摘のように、直接的ではなくともメーカーは消費者へある種のコミットメントをしているとも考えられる。全く白紙の状態からの寄付とはやや異なる印象を受ける。この場合、会計上は何か違いはあるのか。

⇒ 伊藤委員

会計上は義務である。税務当局が会計上の費用をそのまま損金と認めてくれればよいが、実際には難しい。

⇒ 小林委員

企業にとって一番望ましいのは、製造原価や売上原価にストレートに入って税務上もそのまま認められること。2番目が、広告宣伝費として損金算入すること。避けなければいけないのが会計上は費用としながら、税務上は寄付金として損金不算入となることである。ここは政府全体でサポートしていただかないと、社会的損失が大きくなる。

⇒ 武川オブザーバー

カーボンオフセット業者は大きな税務リスクを負っているということか。

⇒ 小林委員

オフセット業者は、直接クレジットを購入して販売しているので売上と売上原価の関係がはっきりしているため、問題ないだろう。

⇒ 大串委員

オフセットの際、CERとVERで税務署の判断は違うのか。

⇒ 小林委員

VERの場合、償却などの最後の押さえがない。また、国連で認められたものでもないことから、判断は違ってくる可能性もある。

⇒ 伊藤委員

権威があるかということが重要なのであろう。

- ⇒ 高城委員  
オフセット年賀のように上乘せ分を分離できるものと、一体となっているようなものでは分けて考えたほうがよいだろう。+α分まで会計上認識するのは違和感がある。
- ⇒ 黒川委員長  
ASBJ で除却債務をどう理論づけるという検討の中で、最終的には狭く捉えたが、「社会全体への負債」として広く捉える考え方もあった。これのほうが、21 世紀的かもしれない。
- ⇒ 小林委員  
実際のところ、排出量と手当とするクレジット量はどの程度整合しているものなのか。
- ⇒ 加藤講師  
日本ではまだ業者がないが、そこは合わせないとまずい。英国などでは、そこが問題となっている事例もある。
- ⇒ 伊藤委員  
悪意の場合は問題外だが、善意であってもだめだったというのはどんな場合か。
- ⇒ 加藤講師  
植林した木が枯れてしまった例などを承知している。
- ⇒ 黒川委員長  
価格高騰で予定していたクレジット量が買えなかった場合などもあるだろう。
- ⇒ 伊藤委員  
その場合、A 社がどうコミットするかによるだろう。金額のコミットであればよいが、量でのコミットならば赤字でも手当てをする必要がある。
- ⇒ 加藤講師  
寄付するという考えもある。
- ⇒ 武川オブザーバー  
オフセット年賀の場合、5 円の上乗せ分と年賀状製造・配達に係る排出分との関係が明確ではなく、そもそも“オフセット“といえるかという問題もある。加藤講師もそういった意味で「オフセット関連」と位置づけているのだろう。
- ⇒ 村井委員  
カーボンオフセットは、そもそもは、大企業の削減だけでは限界がある中で、何とか個人でも参加したいという市民の草の根運動である。その点では、①VER の価格付け、②国へ償却すべきものか、③寄付金と扱うか などが論点と考えている。
- ⇒ 伊藤委員  
単なるオフセットではなく、国の償却口座に入れて議定書目標達成に個人としても貢献できるとした方が参加意識も高まるのではないか。

⇒ 黒川委員長

カーボンオフセット 3 つのカテゴリーの中身に応じて会計上の処理も考えていく必要がある。その際に、税務についても不利にならないよう考える必要があるということであろう。

## 2. COP13 および COP/MOP3 報告

<参考資料に基づき事務局松本より説明>

次回は、1/30（水） 18:30 から場所は別途ご連絡する。

以上

平成19年度 第4回排出クレジットに関する会計・税務論点調査研究委員会  
議事メモ

■日時：平成20年1月30日（水）18:30～20:30

■場所：T-CAT ホール

■委員：（敬称略 50音順）

委員長：黒川 行治 慶応義塾大学商学部教授

委員：伊藤 眞 慶応義塾大学商学部教授

委員：大串 卓矢 株式会社日本スマートエナジー代表取締役

委員：小林 繁明 税理士法人トーマツ パートナー

委員：高城 慎一 八重洲監査法人

委員：村井 秀樹 日本大学商学部教授

■講師

日本自然エネルギー株式会社 今井 有俊 様

■オブザーバー（順不同、略称）

経済産業省 長田様

IGES 水野様

清水建設 栗田様

中央三井トラスト 古株様

中央三井信託銀行 長屋様

トーマツ 野崎様

ナットソース・ジャパン 井筒様、島田様

三菱商事 大谷様

三菱UFJ信託銀行 田中様、相様

森・濱田松本法律事務所 武川様

■GISPRI

林部長、徳武、柴田、渡邊、松本（事務局・文責）

■議事：

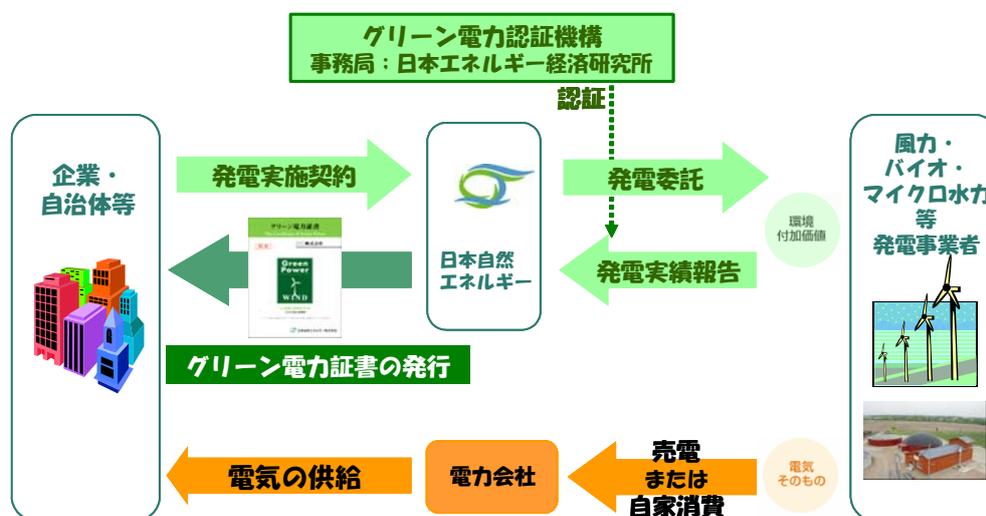
1. グリーン電力証書について

<資料3に基づき今井講師より説明>

1) グリーン電力証書概要

- 自然エネルギーによる電気から「環境付加価値」分を切り離して「証書」として売買することを可能としたもの
- 事業開始7年間で137団体が参加、約1.1億kWh/年分を販売

➤ スキーム



出展：プレゼンテーション資料

2) グリーン電力証書の課題

- 税務処理
  - ✓ 明確な対価性がないとの理由で、一般に経費扱いは認められていない。(広告宣伝効果が明確な場合には最寄税務所の判断で認められる事例もある)
  - ✓ 本質は税制ではなく、エネルギー・環境・温暖化政策で企業の取組を明確に評価することである
- 公的評価 (国レベル)
  - ✓ 地球温暖化対策推進法で「背景情報」への記載は可能だが、削減カウントは不可
  - ✓ 環境配慮契約法では、電力入札のオプションとして利用可能となった
- 公的評価 (自治体レベル)
  - ✓ 地球温暖化対策計画書制度の評価
    - ◇ 東京都：定性評価のみ
    - ◇ 京都府、大阪府、横浜市：定量的評価も可能
  - ✓ グリーン電力購入制度
    - ◇ 東京都は義務化となった。(購入電力量の5%をグリーン電力証書若しくはRPSとする)

-委員による討議-

【黒川委員長】

グリーン電力の定義は何か？

⇒ 今井講師

グリーン電力認証機構で以下のように定めている。

- ① 原子力でないこと
- ② CO<sub>2</sub>、NO<sub>x</sub>、SO<sub>x</sub>などの排出が0か極めて0に近いこと
- ③ 化石燃料起源でないこと

⇒ 黒川委員長

大規模水力が除外の理由は何か？また、マイクロ水力のイメージは？

⇒ 今井講師

国のRPSの基準に合わせて1,000kW以下としている。大規模の場合自然破壊などの恐れがあるからであろう。

大きさは、水道管の中に入れられるようなイメージである。

⇒ 黒川委員長

CO<sub>2</sub>削減効果を評価する場合にはどういった基準になるのか？

⇒ 今井講師

これまでCO<sub>2</sub>価値については検討が行われていなかった。昨年環境省でカーボン・オフセット検討会が開始されたことで、グリーン電力認証機構でも検討を開始したところである。証書の有効期間は規程を定めていないが2年間としている。

現状、CO<sub>2</sub>評価（排出係数）は顧客に任せている。全電力平均で評価する方もいれば火力平均で評価する方もいる。

#### 【小林委員】

電気の利用者ではない方が証書のみを買った場合の会計処理はどのように行っているのか？

⇒ 今井講師

自社の電力使用量以上の証書を買った顧客の事例では、環境価値分については寄付金処理をしていると思われる。東京都は、都が定めたグリーン電力購入制度では環境価値分含めて光熱水費でよいとの見解を出している。

#### 【小林委員】

証書の販売時、消費税はどうしているのか？

⇒ 今井講師

寄付金処理をする顧客には消費税を掛けない。広告宣伝等で処理する顧客には消費税を掛けている。

#### 【村井委員】

電源の種類によって価格差はあるのか？

⇒ 今井講師

人気があるのは、風力>マイクロ水力>バイオマス の順番であり、価格も概ねそ

れに準じる。大口契約は相対なので詳しくは申し上げられない。

小口契約は約款で価格を公開している。1年契約で10円/kWh、3年で8.5円/kWh、5年で6.5円/kWhである。

⇒ 村井委員

風力発電設備に出資する市民もいるということだが、リスクはかなり大きそうである。それでも出資する理由はどこにあると考えているか？

⇒ 今井講師

風力発電は発電出力が不安定なうえに羽折れなどもあり、リスクは大きい。それでも出資するのは、プレートに名前が入ったり、稼働状況が目に見えてわかるという満足感と新エネルギー普及への希望などからではないか。

#### 【高城委員】

広告宣伝費として認められるのはどんな場合か？環境報告書に載せるだけでは難しいと思うが？

⇒ 今井講師

作成したポスターを持っていったという事例は聞いたことがある。

⇒ 高城委員

CO<sub>2</sub>への換算は顧客にまかされているとのことであったが、定量評価を導入した自治体（京都府、大阪府、横浜市）の対応はどうなっているのか？

⇒ 今井講師

自治体の対応も分かれている。京都府と横浜市では違う指標を用いている。

#### 【大串委員】

寄付金になってしまうことで購入を諦める顧客もいるのか？

⇒ 今井講師

これで購入をやめる企業は非常に多い。通常、寄付金支出は社長決済、取締役決議等になる。これが費用処理できればかなり違うだろう。

#### 【黒川委員長】

現時点で需要と供給の関係はどうか？

⇒ 今井講師

需要は1.1億kWh程度。供給余力は2,000万kWh程度ある。今後の増量についてはバイオマスが主流となるだろう。

⇒ 黒川委員長

NEDO等で補助金を受けた事業者も、供給者になりえるのか？何か問題はないか？

⇒ 今井講師

問題はない。実際補助金を受けている事業者のほうが多い。

⇒ 黒川委員長

新エネ予算は絞られてきており頭打ちになっている。税務処理などの改善によりグリーン電力証書が更に普及すれば、市場を通じて新エネの普及が進むかもしれない。

⇒ 今井講師

国税庁はなかなか厳しい状況である。

⇒ 小林委員

社会認知が高まり、求める人が多ければ税務署の対応も違ってくるのではないかと？7年前に始めた当初と今では状況は全く違っただろう。環境省、経済省で一体となって持ち込めば、道開けるのではないかと？

⇒ 今井講師

そうかもしれない。昨年暮れに、東京都を中心に8都県市の要望で、経済産業大臣・環境大臣の連名で財務大臣宛に要望書を提出した。ただし、明確な対価性の部分が難しい。

⇒ 小林委員

対価性の部分は、いつまでたっても難しい。対価性がなくても認められているものもある。対価性よりもそれが社会的使命と認知されているかで決まってくるのではないかと。

#### 【黒川委員長】

CO2 以外の環境負荷全体とコストとで総合的に考えた場合、どれが有望なのか？また、新たなものが今後グリーン電力に加わる可能性もあるのか？

⇒ 今井講師

グリーン電力は時代と共に変わっていくものだと考えている。グリーン電力認証機構（委員、専門委員）の判断で変わりうる。

#### 【水野オブザーバー】

RPS とのダブルカウントになることはないのか？

⇒ 今井講師

RPS に出している電源には手をつけられない仕組みなので、ダブルカウントにはならない。

⇒ 村井委員

RPS と互換性があったほうが、流動性が高まり使いやすい制度になるのではないかと？

⇒ 今井講師

現状、義務履行が必要な電力会社の RPS 購入額とグリーン電力証書の購入額との差が大きいのでそうはならない。証書を 15 円/kWh 程度で買ってくれる顧客がいれば違ってくるだろう。

⇒ 栗田オブザーバー

RPS は法的な根拠がある。グリーン電力証書はどうか？そもそもグリーン電力認証機構とはこういった団体なのか？

⇒ 今井講師

認証委員会のオブザーバーには資源エネ庁、環境省、東京都が入っているが機構自体は任意団体である。法的に位置付けようと思っても、そこに、限界がある。

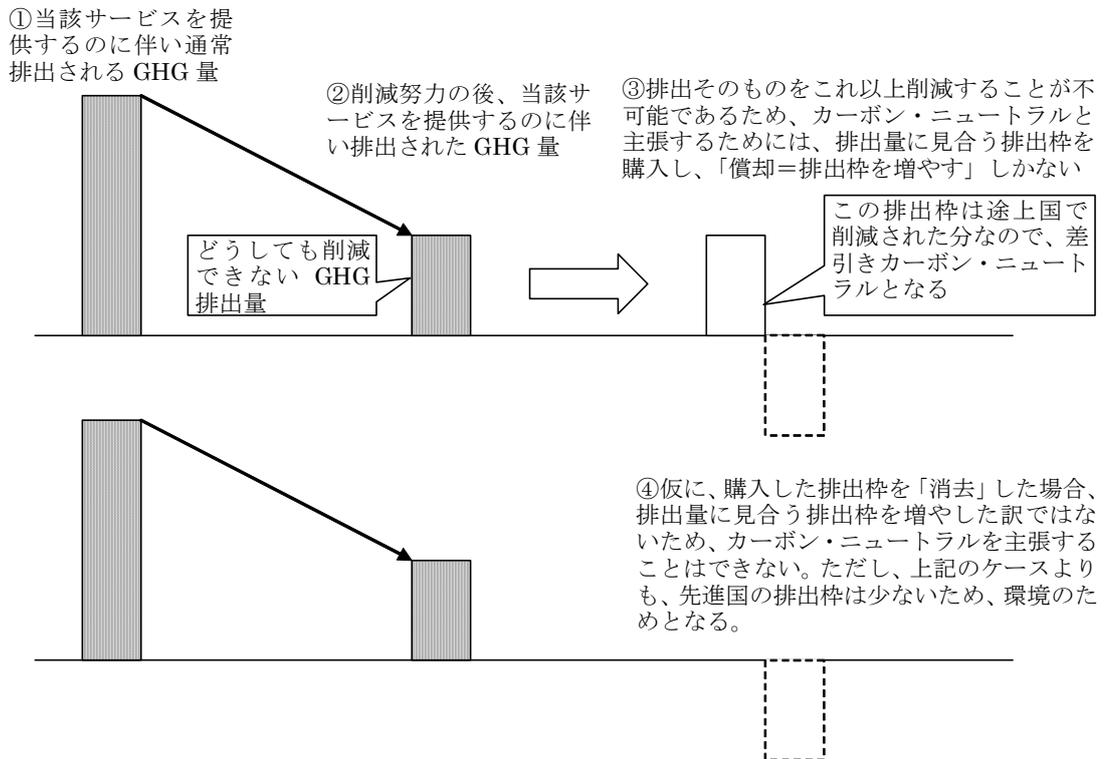
## 2. カーボン・オフセットに関する会計・税務上の論点について

<資料 4 に基づき事務局松本が前回の議論の整理>

<資料 5 に基づき水野オブザーバーより問題提起>

水野オブザーバーご説明要旨

### ■京都議定書上のカーボン・ニュートラル



出展：プレゼンテーション資料

- ✓ カーボン・オフセットにおいては、償却も取消も自由であるが、「京都議定書上のカーボン・ニュートラル」という付加価値を付けて売りたいと考えている事業者にとっては、「償却」しかないのではないか。その場合は、企業の営業活動による成果（収益）を獲得するために使ったお金ということで費用と見なせる。
- ✓ 「取消」の場合は、途上国で削減しつつ先進国全体の排出枠を増やさなかったことで、地球環境全体のための行為（NGO 的行為）と言える。それは見返りを期待せずに、外部に無償で贈る現金という性格となり寄付金に該当するのではないか。

#### ■VER によるカーボン・オフセット

- ✓ VER の場合は、償却・取消という概念がなく、無効化となる。
- ✓ カーボン・ニュートラル（京都議定書上のニュートラルではない）を主張してもよいし、地球環境のための寄付を主張してもよい。前者は費用処理が可能となると思われるが、後者は寄付金となるのではないか。

#### ■京都議定書の排出目録対象外の排出のオフセットについて

- ✓ 英国やドイツでは、CER を使って、2007 年以前の活動や政府職員の国際航空機利用に伴う排出量のオフセットを実施している。
- ✓ この場合、オフセットしたと称して購入した CER を償却してしまうと、第一約束期間の排出枠のみを増大させることになるため、取消を行って初めてオフセットしたと言えることになる。

### -委員による討議-

#### 【武川オブザーバー】

償却と取消とでは取消の方が地球に優しいだろう。メルクマークが広告宣伝であれば、取消でも費用性が認められてもいいのではないか？

⇒ 水野オブザーバー

取消の方が地球に優しいのはその通り。いいことをやっているから費用として認めるという考えはあるかもしれない。ただし、取消の場合、京都議定書上の目標達成に貢献したとはいえない。

⇒ 長田オブザーバー

京都議定書上は償却して頂かないと、ニュートラルにはならない。

⇒ 武川オブザーバー

カーボン・オフセットを「国の目標達成のため」と捉えるか「地球全体への貢献」と捉えるかの違いであろう。国として、前者に税務上誘導することはあるかもしれない。

⇒ 大串委員

会計・税務的には、何らかの義務もしくは対価性があるかが境目だろう。償却は何らかの義務のもとに行うため損金性が高い。取消はそれがないので寄付的な要素が強

いだろう。

⇒ 伊藤委員

その場合、どこへの寄付になるのか？購入先か？

⇒ 大串委員

グリーン電力証書と同様に考えればそうだろう。

#### 【黒川委員長】

大変興味深く議論をお聞きした。突き詰めると、どこを原点にするかという問題ではないか。ニュートラルの基準を、人為的に決めた京都議定書の枠に戻すこととするか、ゼロまで戻すかの違いであり、それは個人の信念であろう。

⇒ 武川オブザーバー

京都議定書上のオフセット以外はカーボン・オフセットとは主張できない、というよう感じた。

⇒ 水野オブザーバー

そう言っている訳ではない。VERでもよいし、むしろ地球環境にはVERを用いるのが一番よいかもしれない。ただし、京都議定書の目標達成に貢献しているとは言えない。

⇒ 黒川委員長

税金が国家政策と考えると、こういった考えになるのだろう。たいへん興味深い。

#### 【黒川委員長】

カーボン・オフセット商品の購入者の会計処理を考えたい。例えば製造販売者がグリーン電力証書を使用して、生産した商品の場合はどうだろうか？

⇒ 大串委員

その場合は、Tシャツ製造時の排出をオフセットしているわけで、購入者の排出枠が増えるわけではない。カーボン・ニュートラルTシャツの購入である。

⇒ 伊藤委員

製造販売者がグリーン電力証書を取得し、それを使用して商品を製造し（カーボン・オフセット）販売している場合であるから、購入者の会計処理自体は、単に当該商品を購入するという会計処理になるという理解でよいか。

⇒ 今井オブザーバー

個人向け証書を発行し、Tシャツとセットで販売している事例もある。

⇒ 伊藤委員

その場合は、それが、通常のTシャツとグリーン電力証書を one set で買う、というものだと考えられるから、借方はグリーン電力証書、貸方は現金もしくは未払金だろう。証書を利用した際に、広告宣伝効果があればそこで費用化するのだろう。

⇒ 事務局（松本）

ある企業が、社員の出張による排出をオフセットする目的で、カーボン・ニュートラルの航空券（VER）を購入したような場合はどうなるのか？

⇒ 黒川委員長

これまでの議論でいくと、VERは償却・取消の概念はないが、いずれにしても費用にはなるだろう。損金になるかは意見が分かれるところである。

⇒ 小林委員

税務的には広告宣伝効果があるかどうかはまず先であり、VERとCERの違いはそれほどない。CERであってもすべて認められるわけではない。単なる購入で広告宣伝効果が認められるかは個人的には疑問である。広告宣伝効果が認められなかった場合にVERとCERでは差がでてくる。VERの場合、寄付金の可能性が高く損金算入は難しいが、CERの場合は償却すれば寄付金であっても損金算入できる。（国への寄付は100%損金算入できる）

⇒ 黒川委員長

CERを償却した場合は損金算入できるとのことだが、取消の場合はどうか？

⇒ 小林委員

そこは議論していない。

⇒ 伊藤委員

企業としては、償却したほうがメリットはある。

⇒ 黒川委員長

その通りだが、中には、地球環境のために取消を選択する企業もあるかもしれない。最終段階で、取消口座と償却口座の中身をみればその国の政府への信頼度がわかるかもしれない。（笑い）

\*次回は、3/4（火）18:30からを予定。

以上

平成19年度 第5回排出クレジットに関する会計・税務論点調査研究委員会  
議事メモ

■日時：平成20年3月4日（火） 18:30～20:30

■場所：地球産業文化研究所 会議室

■委員：（敬称略 50音順）

委員長：黒川 行治 慶応義塾大学商学部教授

委員：伊藤 眞 慶応義塾大学商学部教授

委員：大串 卓矢 株式会社日本スマートエナジー代表取締役

委員：小林 繁明 税理士法人トーマツ パートナー

委員：高城 慎一 八重洲監査法人

委員：村井 秀樹 日本大学商学部教授

■講師

経済産業省 長田 稔秋様

■オブザーバー（順不同、略称）

海外環境協力センター 佐々木様

清水建設 八塩様

中央三井トラスト 古株様

中央三井信託銀行 長屋様

トーマツ 西本様、野崎様

東京電力 伊藤様

ナットソース・ジャパン 井筒様、島田様

日本政策投資銀行 高谷様、賽方様

三菱商事 大谷様

三菱UFJ信託銀行 相様、平様

三菱UFJリサーチ 小沼様

森・濱田松本法律事務所 武川様

■GISPRI

蔵元専務、柴田、渡邊、松本（事務局・文責）

■議事：

1. 京都クレジット流通基盤整備検討会 議論の概要

<資料3に基づき長田講師より説明>

1) 割当量口座簿

➢ 一般的課題

- ・ 十分な供給の確保

- ・ 決済リスク
- ・ 価格変動リスク（EUからの影響、為替変動）
- ・ 市場情報の不足
- ・ 寄付手続き（カーボンオフセット商品）

▶ 改善の方向性

- ・ 登録対象の拡大（組合、地方自治体等）
- ・ 処理期間の短縮
- ・ 完全電子化による手続き簡素化（無料化）
- ・ 排出権取引プラットフォーム
- ・ 証明書発行（期末残高、移転）

2) 会計・税務

▶ 会計上の問題

- ・ 時価評価が不可能
- ・ 減損処理した場合の損金算入の可否
- ・ 市場での CER の区分問題（個別法、平均法、先入先出法等）
- ・ 間接費用の取得原価への参入
- ・ 移転手続きの時期（毎年か、第1 約束期間終了後一括か）
- ・ 自主行動計画への反映手順ルール

▶ 税務上の問題

< 法人税関連 >

- ・ 販売費として費用計上できるクレジットの範囲（VER、グリーン電力証書等）
- ・ VER の場合損金算入時期も（償却概念なし）
- ・ 政府保有口座移転の証明書
- ・ 原価計算した結果と時価の乖離が大きい場合の課税の可能

< 消費税関連 >

- ・ 実務対応報告 15 号で全く触れていないため、取り扱いを解釈する必要あり
  - － 海外から CER を購入した場合： 不課税取引
  - － 国内企業間売買： 非課税品目に合致しないため、課税取引
  - － 海外企業への売却： 輸出免税
  - － 還付（税額控除）の問題

3) 金融関連商品

▶ 排出権の位置づけ

- ・ 有価証券にも金融デリバティブ取引の対象にも該当しない
  - － 業者登録しなくても販売・勧誘等が可能
  - － 取引業者への行為規制が及ばない

- ・ 第一種金融商品取引業者・投資運用業者： 現物・デリバティブ取引等
- ・ 銀行・保険子会社、証券会社： 現物・デリバティブ取引等
- ・ 銀行・保険本体： 現物取引の媒介、デリバティブ取引等

▶ 京都クレジットの特殊性

- ・ 制度設計による価値の変化（2013年以降不確定）
- ・ 取引参加者の限定（内国法人のみ）
- ・ 決済リスク
- ・ 金融機関の業務規制
- ・ 限定的なセカンダリーマーケット（遵守目的多い）

4) 法的性格

- ▶ 流通性確保等の観点から、「動産類似の財産権」と捉えるのが妥当。
- ▶ 京都クレジットを巡る法的論点は種々あるが、法的性格の明確化により解決するものは少ない。
- ▶ 京都クレジットの法的性格を法定する必要性は低い。
  - ・ 現行でもクレジット取引への大きな障害がない。
  - ・ 法定により、かえって流通を阻害する可能性もある。
  - ・ 他国との整合性を図ることは実質困難。
  - ・ 国際ルール等により位置づけが変わる可能性がある。
- ▶ 取引を巡るトラブルには、個別に対応することが必要。

**-委員による討議-**

**[金商法 プロアマ区分について]**

**【武川オブザーバー】**

法人の場合、プロになりたいという人は比較的簡単になれる。ただし、適合性の原則があり、金融商品取引業者は当該顧客をプロにすること自体についても判断の当否を問われ、金融証券取引業者の負担は重い。個人の場合は、若干要件が厳しくなっている。

⇒ 長田講師

プロになることのメリットは何か？

⇒ 武川オブザーバー

プロに対しては取引コストが安くすむ。その分、手数料などで有利な商品が出てくる可能性がある。

**[自主行動計画企業の償却]**

**【大串委員】**

「ASBJ 実務対応報告の“実質的に償却とみなせる場合は費用化できる”という部

分をどう解釈したらいいのか？」との質問をよく受ける。費用化は毎年行いたい、償却は最終年度一括に行いたいとの要望もある。経団連と政府との間で償却のルールを定めておいた方がよい。

⇒ 伊藤委員

5年分一括でなく、毎年償却するというルールを作るという趣旨か？

⇒ 大串委員

そうである。

⇒ 小林委員

償却目的とした政府保有口座への移転から実際に償却口座に入れられるまでにどの程度のタイムラグがあるのか？

⇒ 長田講師

基本は遅滞なく行う予定であるが、排出枠の持越可能性も0ではないので、若干のフレキシビリティを持ちたい。法的にタイミングの縛りはない。

⇒ 伊藤委員

償却時期は企業のコントロール外のため、政府保有口座への移転をもって損金処理できると考えるのが妥当である。

⇒ 黒川委員長

カーボンオフセットプロバイダーなどが取消を行う場合は、直接取消口座に入れられるのか？

⇒ 長田講師

取消の場合も政府口座を通じて行う。政府保有口座への移転申請書の備考欄に「償却」と「取消」が選択できるようになっている。何も書かない場合の扱いは微妙である。

⇒ 黒川委員長

そのタイムラグを考えると複雑になる。償却を目的に政府保有口座への移転をした際に費用処理を行うことでよいだろう。

## [消費税]

### 【小林委員】

還付の問題は、仕入税額控除のため償却時点ではなく、購入時点となる。(講演内容メモ修正済)

⇒ 高城委員

海外からの購入の場合は、「非課税」ではなく、厳密には「不課税(課税対象外)」である。(講演内容メモ修正済)

## [CERの繰越制限]

### 【大谷オブザーバー】

仮に、繰越制限量 2.5%を超える余剰 CER が国内に存在した場合、AAU への変換はできるのか？

⇒ 長田講師

可能性が低いこともあり、まだ詳細について検討していない。その他にもシンク CER の償却上限（1%）の問題などもある。

⇒ 武川オブザーバー

環境省の検討会でもこの点は認識されていた。

## [金商法 排出権の位置付け]

### 【村井委員】

排出権の場合、有価証券にもデリバティブ取引の対象でもないとのことだが、銀行本体などでデリバティブしか扱えないというのはなぜか？

⇒ 武川オブザーバー

「排出権が金商法上の有価証券に該当せずデリバティブの参照資産にも該当しない」という位置付けが意味するところは正確に言うと、以下の 2 点である。

① 金融商品取引業者以外も扱える。

② 金融商品取引業者は扱えない。

ただし、例外規定として、（本来兼業規制等によりこれらの取引を行うことができないはずの）金融商品取引業者や銀行・保険会社に対して、これらのデリバティブ取引が認められているということである。

⇒ 伊藤委員

そうすると、「排出権は有価証券にも金融デリバティブ取引にも該当しない」というのが正確な表現であるのか？

⇒ 武川オブザーバー

その通りである。（講演内容メモ修正済）

⇒ 村井委員

規制対象外というのは、排出権の無形固定資産としての性格からきているのか？

⇒ 武川オブザーバー

法的性格から規制が決まるのではなく、目的が先にあるようである。こういう商品に対してはこういった規制が必要という考え方であり、排出権の場合、今は金融商品取引法の規制を及ぼす必要ないということであろう。今後規制が導入される可能性はある。

⇒ 村井委員

EU では先物などが取引されている。これは金融商品としての位置付けではないの

か？

⇒ 武川オブザーバー

EUでは、規制の面では金融商品として捉えられているのだろう。外国の方は日本で規制がないというと奇異に感じるようである。

⇒ 小林委員

キャップアンドトレードではデリバリーリスクもなく、より金融商品に近い位置付けなのではないか？

⇒ 伊藤委員

取引所取引が日本でも始まると、日本でも規制対象になるのではないか？

⇒ 武川オブザーバー

そこも多くの議論がでた。個人的には、ある種の規制は必要だが、有価証券指定は行過ぎと考える。開示規制も絡んでくる。

⇒ 黒川委員長

1次取得者の場合はどのように考えられるか？

⇒ 武川オブザーバー

仮に排出権が有価証券に指定されたとすれば、有価証券の引受行為ということになる。この場合、一般投資家へのハブということで、より厳格に規制するという方向になるだろう。

⇒ 黒川委員長

株式や債権とはもともと別物である。金融商品として扱ってしまえば、何のための京都議定書かということになる。

⇒ 伊藤委員

EUの場合、金融商品の位置付けとなると証券会社等しか扱えなくなるが、現実はどうでもないのではないか？

⇒ 武川オブザーバー

証券会社等以外の業者も取り扱っていることからすれば、何らかの例外措置があるのであろう。有価証券であっても一定の行為までは規制対象外かもしれない。今後調べてみたい。

## [キャップアンドトレード]

### 【黒川委員長】

新聞報道によると、日本もキャップアンドトレード導入の方向になってきたのか？

⇒ 長田講師

経済省が方向転換したということではない。もともと検討事項になっていたものを今回行うということである。

⇒ 黒川委員長

仮に導入された場合、本日の議論でどのあたりが変わってくるのか？

⇒ 武川オブザーバー

京都議定書の枠内の話であり、基本的に変わらないだろう。強いて言えば、国内公法上の位置付けで“期待権”という考え方はとりにくくなるということか。取引が活発化することで、なんらかの規制の方向に行く可能性はある。

⇒ 黒川委員長

グランドファザリングの場合、財産権の考え方はとりにくいのではないかと？

⇒ 武川オブザーバー

財産権の議論のポイントは憲法 29 条 3 項である。国になんらかの理由で排出権を無償で召し上げた場合に補償を求められるか否かである。個人的には、排出権はいろいろなリスクを内在するものであるが、こうした場合に何の補償も求められないというのはいくらなんでもおかしいと思っている。

⇒ 黒川委員長

当初のフランスの会計処理案を検討したころを思い出しているのであるが、グランドファザリングの場合に、国に対する返済義務とその反射（セット）で資産としての排出クレジットが計上されるという考え方のようであった。国に対する義務（債務）を事業者に割り当てることに憲法上問題は無いのか？

⇒ 武川オブザーバー

やり方によっては問題になる。環境省の検討会では議論になるだろう。

## [取引所]

### 【大串委員】

日本では東証での取引を検討しているようだが、なぜ東証なのか？経済産業省としての取引所に関する考え方はどうなっているのか？

⇒ 長田講師

クレジット流通の観点からはプレイヤーが増えるのは歓迎である。しかし、省内でも商品取引所の担当部門は別の考えかもしれない。

⇒ 武川オブザーバー

このままいくと、金融商品取引所のみ排出権取引が解禁されることになり、商品取引所では扱えない。イコールフィッティングの考え方からは、やや問題である。

今年度の委員会は今回をもって終了とする。

以上

参考 2 我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について

## 我が国におけるカーボン・オフセットの あり方について(指針)

平成 20 年 2 月 20 日  
環境省

## はじめに

地球温暖化問題は、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つである。今年公表された、**IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の第4次評価報告書**では、近年の地球温暖化が化石燃料の燃焼等の人間活動によってもたらされたことがほぼ断定されており、現在増え続けている地球全体の温室効果ガスの排出量を早期に減少傾向にもっていく必要があるとされている。

国際的な温暖化対策の取組の第一歩としての京都議定書が、いよいよ来年から第一約束期間を迎える。日本は**京都議定書で約束した6%削減目標**の確実な達成にむけて、総力を挙げて取り組む必要がある。さらに、我が国は「**2050年までに世界全体の排出量を現状より半減する**」という長期目標を提唱しており、将来の低炭素社会の構築に向けて、国際的なリーダーシップを発揮していくことが求められている。

低炭素社会の構築に向けては、産業、運輸、業務、家庭といったあらゆる分野において、市民、企業等の社会の構成員が主体的に排出削減を進めていくことが必要となる。このような主体的な取組を促進するための手法の一つとして、近年、「カーボン・オフセット」が注目され、内外で様々な取組が進みつつある。

例えば、**2005年のグレンイーグルズ・サミット**や、**2006年のトリノオリンピック**といった国際的なイベントで「カーボン・オフセット」が行われ注目を集めたり、欧州、米、豪州等ではカーボン・オフセットを組み込んだ商品やサービスの普及が進んでいる。

我が国においても、「カーボン・オフセット年賀」が発売されるなど、取組が始まっており、今後、地球温暖化対策の重要性を社会にアピールし、市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等にとって自ら温暖化対策に貢献するための手段を提供する新たな手法として、大きく展開することが期待されている。

## 1. カーボン・オフセットのあり方に関する指針を検討する背景

### (1)カーボン・オフセットとは

カーボン・オフセットとは、市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会の構成員が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等（以下「クレジット」という）を購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部又は一部を埋め合わせることをいう。

英国を始め EU、米国、豪州等での取組が活発であり（詳細は参考 1 を参照）、我が国でも民間での取組が始まりつつある。

この定義によれば、カーボン・オフセットとは、例えば政府や事業者が温室効果ガスの排出削減目標を遵守するために補足的に京都メカニズムのクレジットを利用することも含まれるが、本指針においては、市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等が国民運動や公的機関の率先的取組の一環として温室効果ガスの排出量削減・吸収量増加に貢献するために主体的に行うものを対象とする。

### (2)カーボン・オフセットの推進の意義及び期待される効果

#### (市民、企業等の主体的な削減活動の実施を促進すること)

カーボン・オフセットの取組を推進する意義の第一は、市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会を構成する者が地球温暖化問題は自らの行動に起因して起こる問題であることを意識して、これを「自分ごと」と捉え、主体的に温室効果ガスを削減する活動を行うことを促進することにある。

市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等は、まず自らの温室効果ガスの排出量を認識することで、削減が可能な分野を特定でき、排出削減を行う意欲を高めることができる。換言すれば、カーボン・オフセットの取組は温室効果ガス排出量の「見える化」、「自分ごと」との認識を促し、ライフスタイルや事業活動の低炭素化に向けた主体的な取組への契機となる。また、どうしても一定量の排出をせざるを得ない部分について、カーボン・オフセットの取組を活用し、クレジットを購入することなどを通じて、その排出分を埋め合わせることとなり、温室効果ガスの排出がコストであることを認識することとなる。

このように、カーボン・オフセットの取組は、市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会の構成員に、その主体的な削減取組を促進すること、また、地球環境問題や、日本の京都議定書に基づく目標達成に関心を有する市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会の構成員が自ら貢献する機会を提供することができる。

同時に、さらなる大幅削減を実現するため、カーボン・オフセットの取組を通じて温室効果ガスの排出がコストであるという認識を経済社会に組み込み、「見える化→自分ごと化→削減努力→埋め合わせ（オフセット）」という流れを作り出すことで、気候変動リスクを低減する低炭素社会のバックボーンを形成し、カーボン・オフセットから「カーボン・ニュートラル（炭素

中立)」、さらに「カーボン・マイナス」にまでつなげていくような気運を醸成することになると期待される。

### **(国内外の温室効果ガスの排出削減・吸収や公害対策、持続可能な開発を実現するプロジェクトの資金調達への貢献)**

カーボン・オフセットの取組を推進する意義の第二は、国内外の排出削減・吸収を実現するプロジェクト、活動等の資金調達に貢献することにある。カーボン・オフセットの取組は、市民、企業、NPO/NGO 等が国内・国外で実施する、温室効果ガスの排出削減・吸収を実現するプロジェクトへの投資につながり、これらのプロジェクトの実施に資金面で貢献する機会を提供することができる。

特に、途上国においては、近年、経済成長に伴い、大気汚染、水質汚濁、廃棄物管理といった公害問題や森林、生物多様性等の自然資源の劣化が深刻化している。例えば、風力・水力発電所の建設による化石燃料使用の削減、ごみの収集・分別や適正な処理の促進や植林、森林保全といったようなプロジェクトは、**公害問題・自然資源の改善と温室効果ガスの排出削減といった二つの効果を同時に実現することができる**。このようなプロジェクトは、途上国においてもニーズが高いものの現状では十分にファイナンスされていないことから、カーボン・オフセットを通じた資金面での貢献が期待される。

### **(3)カーボン・オフセットの課題**

カーボン・オフセットには(2)に示されるような効果が期待されるが、カーボン・オフセットの取組を進めていく上では課題もある。

#### **(カーボン・オフセットの取組に対する認識の向上、取組の促進、市場の育成)**

まず、市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等に対し、広くカーボン・オフセットの取組に関する理解を広めるとともに、その取組を促進する必要がある。

カーボン・オフセットの取組は、欧米では広く実施されているが、我が国においてはまだ緒についたばかりであり、その効果を実現するためには、幅広くカーボン・オフセットの取組の概念やその事例等の情報を幅広く提供するなどし、市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の認識を高めていく必要がある。

また、カーボン・オフセットの取組を意識した市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等が取り組みやすくするよう、カーボン・オフセットの取組に関する情報の幅広い共有を進めるとともに、カーボン・オフセット関連市場を育成することが必要である。

#### **(カーボン・オフセットの取組に対する信頼性の構築)**

次に、カーボン・オフセットの取組に対する信頼性を構築することが必要である。

例えばカーボン・オフセットの取組が先行した英国等においては、**オフセットするための削減活動が実質的な温室効果ガスの削減に結びついていない事例**等が指摘されている。また、オ

フセットをすれば排出削減努力をしなくてもよいという考え方が流布する懸念もある。カーボン・オフセットの取組を広めるとともに、カーボン・オフセット関連市場を育成するためには、カーボン・オフセットの取組に対する信頼性の構築は重要である。

これらの点を含め、国内外の事例分析の結果から、カーボン・オフセットの取組に対する信頼性を構築する上での課題としては、以下の事項が挙げられる。

- ① オフセットの対象となる活動に伴う排出量を一定の精度で算定する必要があること
- ② オフセットに用いられるクレジットを生み出すプロジェクトの**排出削減・吸収の確実性・永続性**を確保する必要があること
- ③ オフセットに用いられるクレジットのもととなる**排出削減・吸収量が正確に算定される**必要があること
- ④ オフセットに用いられる**クレジットのダブルカウント**（同一のクレジットが複数のカーボン・オフセットの取組に用いられること）を回避する必要があること
- ⑤ **オフセット・プロバイダー**の活動の透明性を確保する必要があること
- ⑥ オフセットが、自ら排出削減を行わないことの正当化に利用されるべきではないとの認識が共有される必要があること

これらの期待される効果の実現を図るとともに、各種の課題に対応するため、有識者からなる「カーボン・オフセットのあり方に関する検討会」を設置し、国内外の事例調査、各国政府の動向等を踏まえ、我が国におけるカーボン・オフセットのあり方に関する指針等を明確化することとした。

## **2.カーボン・オフセットのあり方に関する指針を策定する目的**

我が国におけるカーボン・オフセットの基本的なあり方を定めるとともに、我が国においてカーボン・オフセットの取組を促進するため、本指針策定の目的として、次の3点を掲げる。

### **(1)カーボン・オフセットに関する理解の普及**

本指針を策定する目的の第一は、カーボン・オフセットに関する考え方を整理し、その理解を広めることである。

カーボン・オフセットに対する関心は急速に高まりつつあり、自らの排出量の認識と削減努力の必要性、オフセットに用いられるクレジットの確実性・永続性等、カーボン・オフセットのあり方について整理するとともに、「見える化→自分ごと化→削減努力→埋め合わせ(オフセット)」という流れの中でカーボン・オフセットの内容をわかりやすく示すことが重要となる。

### **(2)民間の活力を生かしたカーボン・オフセットの取組の促進と適切かつ最小限の規範の提示**

本指針を策定する目的の第二は、カーボン・オフセットの適切な推進のために当面必要となる、適切かつ最小限の規範を示すことにより、市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の積極的な取組や創意工夫を促し、健全で安定したシステムを形成することである。

この実現のためには、オフセットを行いたい者に対し積極的にさまざまなカーボン・オフセットの取組を提案していく市民、企業、NPO/NGO等のビジネス・民間ベースの活力が欠かせない。カーボン・オフセットについては、商品・サービスと一体のものとして市場を通じて広く第三者に流通するものから、市民、NPO/NGO、自治体、政府等の取組として市場は通さず特定者間のみで実施されるものまで含めて、積極的な取組の広がりが期待される。このような市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の活力を維持・拡大しつつ、カーボン・オフセットの信頼性を構築できるよう、バランスに配慮した規範の確立が必要である。

### **(3)カーボン・オフセットの取組に対する信頼性の構築**

本指針を策定する目的の第三は、カーボン・オフセットの取組に対する信頼性を構築することである。

カーボン・オフセットの取組は、商品・サービスと一体のものとして市場を通じて広く第三者に流通するものもあれば、市民、NPO/NGO、自治体、政府等の取組として市場は通さず特定者間のみで実施される場合もある。そのような態様に応じて、必要とされる取組やそのレベルは異なるものの、適切な基準の設定等により信頼性を構築することが重要である。カーボン・オフセットの取組に対する信頼性を構築することは、カーボン・オフセットの取組を広めるとともに、カーボン・オフセット関連市場を育成していくためには欠くことのできない重要な要素である。

特に、カーボン・オフセットの取組のうち市場に流通するクレジット、商品・サービス等に

については、カーボン・オフセットの取組を実施したい者に対してより多くの削減の手段が提供されることを確保するという観点から、カーボン・オフセット関連市場の健全な育成を図ることが必要である。

このため、①オフセットの対象となる排出量の算定、②排出削減・吸収量の確実性や永続性、③オフセットに用いられるクレジットのダブルカウント、④取組の透明性といった課題を解決し、カーボン・オフセットの取組に対する信頼性を高める。

#### **(4)カーボン・オフセットの取組を促進する基盤の確立**

本指針を策定する目的の第四は、カーボン・オフセットの取組を促進する基盤の確立である。

カーボン・オフセットの取組のうち、特に、商品・サービスと一体のものとして市場を通じて広く第三者に流通するもの、市場を通じて第三者に流通するクレジットを活用したものについては、関係者が多くなることから信頼性の構築が特に重要であり、①クレジットの第三者検証システムの構築、②埋め合わせ（オフセット）の手續、③クレジットのダブルカウントを防ぐための**管理簿（レジストリ）**の整備、④カーボン・オフセットの実施に際しての透明性の確保、⑤カーボン・オフセットを実現する商品・サービスの認定システムの構築等について、公的機関も含めた取組が必要である。このため、本指針においては、これらの基盤の確立について方向性を示す。

### **3.我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)**

2 で掲げた目的を実現するための指針として、以下の各事項を示す。カーボン・オフセットの取組は、以下の各事項を満たして行われることが望ましい。

#### **(1)カーボン・オフセットの基本的要素と類型**

##### **1)カーボン・オフセットの基本的要素**

1(1)にあるとおり、カーボン・オフセットとは、市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会の構成員が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、クレジットを購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部又は一部を埋め合わせることをいう。

このカーボン・オフセットの取組の基本的な要素は、以下のとおりとなる。

- ① 自らの行動に伴う温室効果ガスの排出量の認識
- ② 市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等による排出削減努力の実施
- ③ ①②によっても避けられない排出量の把握
- ④ 上記③の排出量の全部又は一部に相当する量を、他の場所における排出削減量・吸収量によって埋め合わせ（オフセット）

この指針においては、これらの基本的要素について、必要な事項を示す。

##### **2)カーボン・オフセットの主な類型**

カーボン・オフセットについては、さまざまな取組が実施又は計画されているが、主な類型としては、①市場を通じて広く第三者に流通するクレジットを活用したカーボン・オフセット、②市場を通さずに特定者間のみで実施されるカーボン・オフセットの二つに大別される。

###### **① 市場を通じて第三者に流通するクレジットを活用したカーボン・オフセット(市場流通型)**

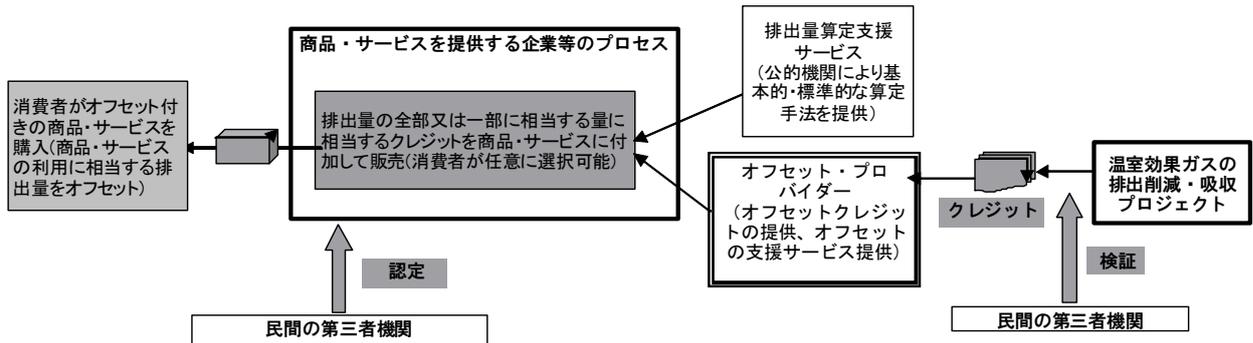
このうち、市場に流通するクレジットを活用したカーボン・オフセットについては、概ね以下のような3つのタイプが考えられる。

###### **(商品使用・サービス利用オフセット)**

市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等が商品を使用したり、サービスを利用したりする際に排出される温室効果ガス排出量について、当該商品・サービスと併せてクレジットを購入することでオフセットするもの（市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等は、オフセットに

要する費用を含む商品・サービスを任意で購入)。

(例) ・家庭やオフィスの電気製品等であってクレジット付きのものの購入やリース



(図1 商品使用・サービス利用オフセットのプロセスの一事例)

### (会議・イベント開催オフセット)

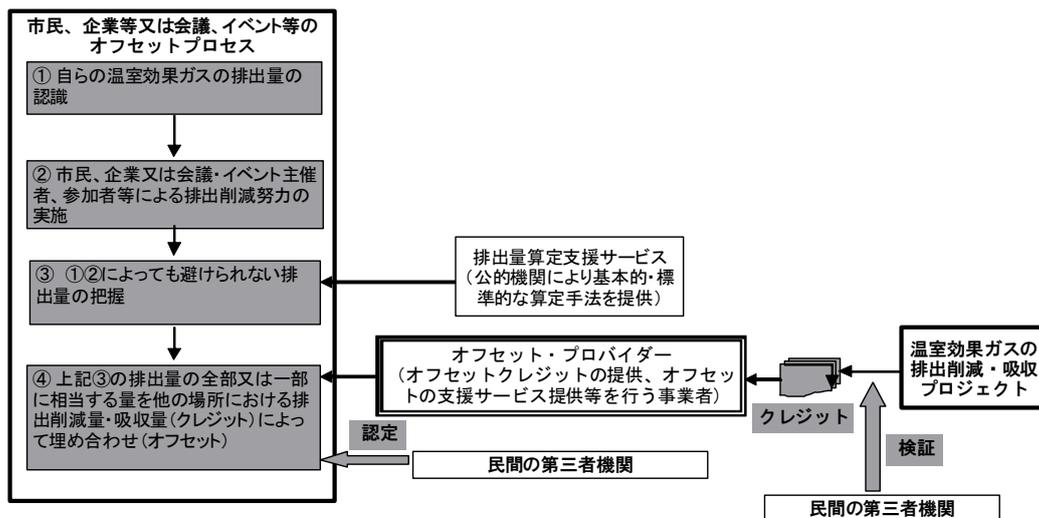
国際会議やコンサート、スポーツ大会等の主催者がある開催に伴って排出される温室効果ガス排出量をオフセットするもの(費用は主催者又は参加者が負担)。

(例) ・会議やイベント等での電気使用や出席者の移動等による温室効果ガス排出量のオフセット

### (自己活動オフセット)

市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等が、他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトからのクレジットを購入することで、自らの活動に伴って排出される温室効果ガス排出量をオフセットするもの(費用は基本的に市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等が自己負担)。

(例) ・家庭における電気・ガスの使用等に伴う温室効果ガス排出量のオフセット  
 ・企業の本社ビルの電気使用等に伴う温室効果ガス排出量のオフセット

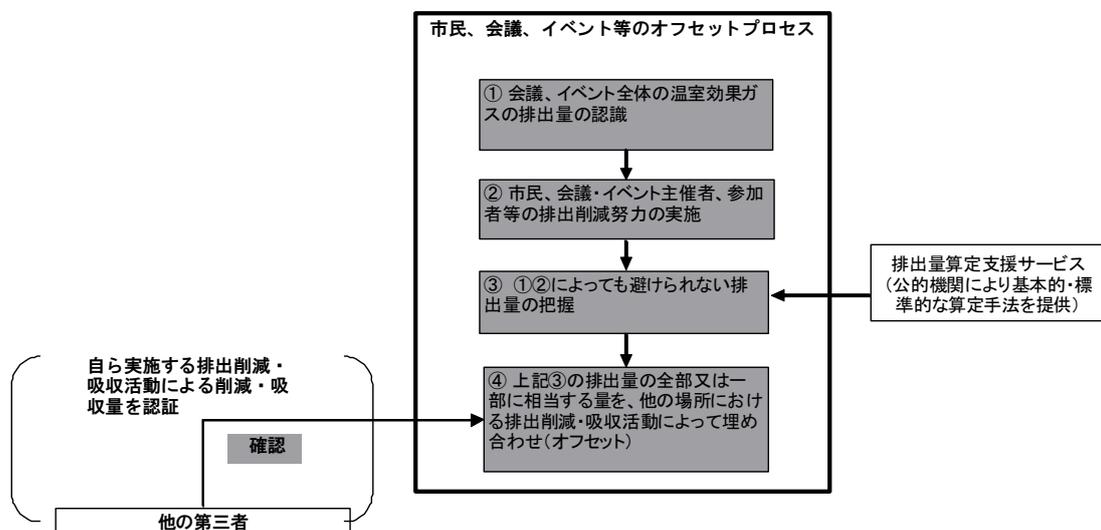


(図2 会議・イベント開催オフセット又は自己活動オフセットのプロセスの一事例)

また、このような需要の高まりを受け、市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等がカーボン・オフセットを実施する際に必要なクレジットの提供及びカーボン・オフセットの取組を支援又は取組の一部を実施するサービスを行うオフセット・プロバイダーと呼ばれる企業・ビジネスが出現・拡大している。

## ② 市場を通さずに特定者間のみで実施されるカーボン・オフセット(特定者間完結型)

また、市場を通さずに特定者間のみで実施されるようなカーボン・オフセットの取組もある。これは、オフセットの対象となる活動から生じる排出量を、市場を通してクレジットを購入することではなく、別途に排出削減・吸収活動を行ったり別途の排出削減・吸収活動から直接クレジットを購入することによりオフセットするような取組である。



(図3 市場を通さずに特定者間のみで実施されるカーボン・オフセットのプロセスの一事例)

### 3)カーボン・オフセットの類型に応じた本指針の考え方

(2)以降のカーボン・オフセットのあり方に関する本指針の各事項を①市場を通じて広く第三者に流通するクレジットを活用したカーボン・オフセット、②市場を通さずに特定者間のみで実施されるカーボン・オフセットという二つの類型に適用するに当たっては、①については市場を通じた取組であり多くの者が関与することになることから、本指針の各事項を適切に適用してカーボン・オフセットの取組に対する信頼性を構築することが特に重要である。

(3)以降の本指針の各事項は、主として①について適用するものとして記述する。②については、市場を通さず特定者間のみで実施されるものであることから、本指針の各事項は、その基本的な考え方を参考にしつつ具体的な取組の状況に応じて柔軟に運用することができる。その際、オフセットの取組を進めようとする企業、自治体、NPO等の意欲や創意工夫を十分に活用しつつ、カーボン・オフセットの信頼性を構築することがカーボン・オフセットの取組が広まっていくためには欠くことのできない重要な要素であることを踏まえ、関係者間で十分カー

ボン・オフセットの取組に対する信頼性が構築されるよう、適切な配慮がなされる必要がある。

## **(2)温室効果ガスの排出削減努力の実施**

### **(温室効果ガスの排出削減努力の実施)**

温室効果ガスの排出削減努力をどのように行うかは、オフセットを行おうとする者が創意工夫を發揮して主体的に決めるものであり、オフセットを行おうとする者が、まず、自らの排出量を認識した上で、可能な限り排出削減努力を実施することが望ましい。

しかし、カーボン・オフセットの取組を推進する意義に鑑みれば、カーボン・オフセットの取組を行おうとする者は、柔軟に排出削減努力を行うことができる。この際、他者の排出削減努力を促進する取組を行うことも効果的である。

また、不特定多数を対象とするカーボン・オフセット型の商品・サービスなど、排出削減努力の実施を担保することが實際上困難である場合には、消費者に対し、カーボン・オフセットに際しての排出削減努力の重要性を伝える等の啓発を積極的に行うことが重要である。

### **(温室効果ガス排出量の「見える化」の推進)**

市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等が主体的に排出削減を実施するためには、まず、自らの活動の中でどれくらい温室効果ガスを排出しているかを知ることが必要である。言い換えれば、**温室効果ガス排出量の「見える化」**である。

排出削減の手法は、削減を行おうとする者によって、実施しやすいものから困難なものまでさまざまなものがある。自らがどのような形で温室効果ガスを排出しているかを知ることにより、削減を行おうとする市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等は、自らの生活や事業活動の状況にあわせて排出削減の手法を選ぶことができる。温室効果ガス排出量の「見える化」を進めるため、市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等のさまざまな活動に伴う標準的な排出量の算定方法や算定結果に関する情報を始め、「見える化」情報を市民、企業等に提供する必要がある。

### **(排出削減の手法の明示)**

市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等が排出削減を適切に実施するため、「見える化」に加え、生活・事業活動の場面に応じてどのような排出削減の手法があるのか、それぞれの手法によってどの程度の削減が可能なのか等について有用な情報を明示・周知する必要がある。

## **(3)カーボン・オフセットの対象とする活動からの排出量の算定方法**

### **(カーボン・オフセットの対象とする活動の範囲)**

**カーボン・オフセットにより埋め合わせる対象となる活動の範囲（バウンダリ）**は、原則として、オフセットを行おうとする者が主体的に選ぶものである。カーボン・オフセットのバウンダリはなるべく広めにとることが望ましいが、カーボン・オフセットの取組を推進する意義に鑑みれば、カーボン・オフセットを行おうとする者が自らの活動状況に合わせて柔軟かつ多

様な形でカーボン・オフセットの取組が行えるようにすることが効果的である。

カーボン・オフセットの取組を広め、市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の主体的な排出削減を促していくため、具体的なカーボン・オフセットの取組の事例を踏まえ、公的機関が、カーボン・オフセットの類型ごとにどんな活動がオフセットの対象になりうるのか、多くの具体的な事例を示すことが有効である。

例えば、英国グレンイーグルズでの 2005 年の G8 サミットがカーボン・オフセットで開催されたことが広く知られている。具体的には、参加者の移動による排出分、国内での会合によるエネルギー消費による排出分、代表団の宿泊によるエネルギー消費による排出分、国内での会合による廃棄物からの排出分等がオフセットされた。

### **(カーボン・オフセットの対象とする活動から生じる排出量の算定方法)**

カーボン・オフセットの取組に対する信頼性の構築を推進するためには、対象とする活動から生じる排出量の算定方法について、公的機関が基本的かつ簡易な手法を提示することが有益である。これは、一定の活動について異なる排出量が用いられていると、オフセットを行おうとする者は自らの活動から生じる排出量が確実にオフセットされているかどうか確信がもてず、ひいてはカーボン・オフセットの取組自体の信頼性を低下させることになるためである。

## **(4)カーボン・オフセットに用いられる排出削減・吸収量(クレジット)**

### **(カーボン・オフセットに用いられるクレジットの性質)**

カーボン・オフセットに用いられるクレジットについては、カーボン・オフセットの取組に対する信頼性を構築するため、①確実な排出削減・吸収があること、②温室効果ガスの吸収の場合その持続性が確保されていること、③同一の排出削減・吸収が複数のカーボン・オフセットの取組に用いられていないこと等の一定の基準を満たしていることが必要である。

カーボン・オフセットに用いられるクレジットがこの基準を満たしていることを確保するため、第三者機関による検証が行われていることが必要である。また、当該第三者機関の能力等について、公的機関が確認する仕組みが必要である。

### **(カーボン・オフセットに用いられるクレジットの種類)**

上記の一定の基準を満たすクレジットとしては、気候変動枠組条約の京都議定書に基づいて発行される京都メカニズムクレジット、環境省が 2005 年から実施している自主参加型国内排出量取引制度（以下「JVETS」という）で用いられる排出枠があげられるが、これ以外にも上記の一定の基準を満たす VER (Verified Emission Reduction) 等のクレジットがあればこれを用いることができる。

この一定の基準は公的機関が検討・策定する必要があるが、その検討・策定に当たっては、米国、欧州等で VER に関するさまざまな基準も参考となる。

### (カーボン・オフセットに用いられるクレジットの管理)

カーボン・オフセットの取組に対する信頼性を構築するため、カーボン・オフセットに用いられる同一のクレジットが、複数のカーボン・オフセットの取組に用いられないことを確保する必要がある。

例えば国際的に流通する京都メカニズムクレジットは、京都議定書に基づいて加盟国等が整備する電子システムである国別登録簿によって同一番号の京都メカニズムクレジットの二重記録等を防止している。また、我が国におけるJVETS、米国、欧州等のVERについても、同様の電子システムの整備が進んでいる。

我が国においても、これらの状況を踏まえつつ、公的機関等が必要な基盤整備を行うこと等の取組が必要である。

## (5) オフセットの手続

### (オフセットの手法)

カーボン・オフセットの取組を行うためには、市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会を構成する者が、生活や事業活動等から生じる排出量の全部又は一部を、他者が実現した排出削減・吸収活動から生じるクレジットにより埋め合わせる必要がある。

クレジットによる埋め合わせに当たっては、カーボン・オフセットに用いたクレジットが転売されたり他の活動のオフセットに用いられるなど、当該オフセット以外の用途に用いられないことがないよう、管理されたシステム上で無効化(償却又は取消)する必要がある。

この際、京都メカニズムクレジットをオフセットに用いることとして「京都議定書に基づく我が国の削減約束(日本の場合、基準年総排出量比-6%)の観点からみて排出量を埋め合わせている(オフセットしている)」と言う場合は、国別登録簿上で償却することとなる。

### (オフセットが実現されるまでの期間)

カーボン・オフセットの取組を実施するためにクレジットを無効化する主体は、オフセットの種類により、①カーボン・オフセットの取組を行う者自身、②クレジットの提供、カーボン・オフセットの取組の支援等を行うオフセット・プロバイダー、③オフセットに係る商品・サービスを提供する者等が考えられる。

いずれの場合についても、カーボン・オフセットの取組に対する信頼性を構築するため、オフセットの対象となる活動からの排出があってから又はオフセットを実現するサービス・商品が購入されてから一定期間内に、実際にクレジットを無効化し、カーボン・オフセットを実現する必要がある。

どの程度の期間内とすべきかについては、カーボン・オフセットの取組の形態によって異なる。例えば、カーボン・オフセットに対する信頼性を構築するため、サービス利用・商品使用型オフセットや会議・イベント開催型オフセットについては、本来であればただちにクレジットを無効化することが望ましい。しかし、現時点において我が国で流通するクレジットの量が限定的であるため、無効化までの期間が短いとカーボン・オフセットの取組の広がりが阻害されかねないという状況に鑑み、当面は、遅くとも半年から一年以内にオフセットを実現するこ

とが望ましい。

他方、温室効果ガスの排出削減・吸収プロジェクトへの資金提供に意義を見いだす市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等が行うカーボン・オフセットの取組の場合には、可能な限り早急に無効化する必要があるが、無効化までの期間が一年を超える場合もありうる。この場合には、無効化までの期間、資金の管理を確実に行うとともに、資金を提供する市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等に対する説明・報告責任の実行等が透明性の確保を適切に行う必要がある。

## **(6)カーボン・オフセットの実施に際しての透明性の確保**

カーボン・オフセットの取組に対する信頼性を構築するためには、カーボン・オフセットの取組に係る透明性を高めること、また、カーボン・オフセットに用いられるクレジットやカーボン・オフセットを実現する商品、サービス等を購入する消費者に対し十分な説明がなされる必要がある。

オフセット・プロバイダー、カーボン・オフセットを実現する商品、サービス等を提供する者、会議・イベントの開催に伴う排出をオフセットする者等のカーボン・オフセットの取組を行う者は、オフセットの対象活動の範囲（バウンダリ）、対象活動からの排出量とオフセットに用いるクレジット量、カーボン・オフセットを実現する商品、サービス等の内容、クレジットを生成する排出削減・吸収活動の内容や結果、オフセットが実現するまでの期間、オフセット関連事業の収支等のうち必要な情報を公開することが求められる。

この透明性の確保に関する基準については、具体的なカーボン・オフセットの取組の事例を踏まえ、公的機関が検討・策定する必要がある。

## **(7)カーボン・オフセットに関する第三者認定とラベリング**

### **(カーボン・オフセットに関する第三者認定)**

カーボン・オフセットの取組に対する信頼性を構築するため、(1)に示したサービス利用・商品使用オフセットのサービス・商品、会議・イベント開催オフセット、自己活動オフセットは、本指針の各事項に関する一定の基準を満たしていること等について第三者機関による認定を受けていることが望ましい。

この第三者機関による認定の基準は公的機関が検討・策定する必要があるが、その検討・策定に当たっては、米国、欧州等の事例が参考となる。

### **(特定者間完結型のカーボン・オフセットに係る第三者による確認)**

(1)に示した特定者間完結型のカーボン・オフセットに係る排出削減・吸収量の確認は、具体的な取組の状況に応じて柔軟に行うことができるものである。しかし、カーボン・オフセットの信頼性を構築することがカーボン・オフセットの取組が広まっていくためには欠くことのできない重要な要素であることを踏まえ、市民、NPO/NGO、会議・イベントの主催者等が実施する排出削減・吸収活動に伴う排出削減・吸収量について地域の有識者等第三者が確認する手

法について、公的機関が具体的な事例を示す必要がある。

### **(カーボン・オフセットに関するラベリング)**

カーボン・オフセットの取組に関する信頼性を構築するとともにそれを市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等に広く知らしめることでカーボン・オフセットの取組を促進するため、カーボン・オフセットに関する第三者機関による認定を受けたサービス・商品、企業、会議・イベント等は、当該認定を示す一定のラベリングを行えるようにすることが望ましい。

このラベリングのあり方は公的機関が検討・策定する必要があるが、その検討・策定に当たっては、米国、欧州等の事例が参考となる。

なお、この 3 の各項に示されている基準、認定システム等については、速やかに検討の上、パブリックコメント等意見募集の手続を経て公表することとする。

## 4. 我が国におけるカーボン・オフセットの取組に対する支援のあり方について

2 で示したように、本指針を策定する目的の第一は、カーボン・オフセットの取組を推進することにより、市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会を構成する者による主体的な削減活動の実施を促進していくことにある。しかし、1 で示したように、我が国におけるカーボン・オフセットの取組はまだ緒についたばかりであることから、これまでの指針の提示、基準の策定、排出削減手法の明示、排出量算定方法の提示等に加え、政府、自治体等は、以下に示すような支援を行い、その普及を図る必要がある。

### (カーボン・オフセットに関するプラットフォームの創設)

カーボン・オフセットに関する正しい理解を普及するとともに、カーボン・オフセットの取組を行いたい者の間の情報交換やマッチング、カーボン・オフセットの取組に関する相談・支援等を行うカーボン・オフセットに関するプラットフォームを創設する。

### (カーボン・オフセット事業モデルの公募・表彰及び政府、自治体等による率先垂範)

市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の生活や事業活動のさまざまな場面にカーボン・オフセットの取組が広まるよう、さまざまなアイデアを公募し、市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等への広がり期待できる、主体的な削減活動の実施促進に効果がある等の優れたモデルを表彰するとともに、具体的な取組に関するアイデアを広く共有する。また、特に、政府、自治体等は、積極的にカーボン・オフセットの取組を実践して率先垂範することにより、カーボン・オフセットの取組を促進する。

### (カーボン・ニュートラルの推進)

市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等のさまざまな主体が自らの活動に伴う温室効果ガスをすべてオフセットすることにより「カーボン・ニュートラル（炭素中立）」、さらに「カーボン・マイナス」を目指す主体的な取組を促進することにより、カーボン・オフセットの取組を広く浸透させる。

## 5. その他

本指針については、世界各国のカーボン・オフセット市場の動き、カーボン・オフセットに関わる基準等の状況を踏まえながら、適宜見直しを行っていくことが望ましい。

■我が国のカーボン・オフセットのあり方に関する検討会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	現職名
明日香 壽川	東北大学 東北アジア研究センター 教授
一方井 誠治	京都大学 経済研究所附属先端政策分析研究センター 教授
加藤 真	社団法人海外環境協力センター 主任研究員
小林 紀之	日本大学大学院 法務研究科 教授
末吉 竹二郎	国連環境計画・金融イニシアティブ 特別顧問
仲尾 強	ビューローベリタスジャパン株式会社 事業開発本部環境ビジネス部 部長
◎新美 育文	明治大学 法学部 教授
信時 正人	横浜市都市経営局 都市経営戦略室 都市経営戦略担当理事

(座長は◎)

## ■検討会の審議経過（日程及び議事内容）

平成 19 年

9 月 5 日 第 1 回検討会

- (1) カーボン・オフセットのあり方に関する検討会の設置について
- (2) 内外のカーボン・オフセットの現状と主な論点について
- (3) 英国環境・食料・地域省（DEFRA）によるカーボン・オフセットの検討状況について
- (4) 豪州におけるカーボン・オフセットの現状について
- (5) 我が国におけるカーボン・オフセットの取組に関する事例について

10 月 5 日 第 2 回検討会

- (1) 英国におけるカーボン・オフセットの検討状況について
- (2) 我が国におけるカーボン・オフセットの論点について

10 月 31 日 第 3 回検討会

- (1) 米国（加州）におけるカーボン・オフセットの現状等について
- (2) 我が国におけるカーボン・オフセットの論点について

11 月 20 日 第 4 回検討会

- (1) 我が国におけるカーボン・オフセットの論点について
- (2) その他
  - ・パブリックコメントの実施について

平成 20 年

1 月 22 日 第 5 回検討会

- (1) 我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針案）
- (2) その他
  - ・「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針案）」に基づく基準等の検討スケジュール（目途）について

## 【参考1】 欧州、米国、豪州におけるカーボン・オフセットの動き

### (1) 英国の動向

#### (カーボン・オフセットの取組が広まるきっかけ)

英国における VER 市場は、最近 5 年間で大きく拡大した。英国では気候変動への関心は元々高かったが、BBC 放送のドキュメンタリー番組“Climate Change”が国民の気候変動対策への取組を促すきっかけになり、身近な取組としてカーボン・オフセットが普及した。また、インターネットを介してクレジットを容易に購入できるようになったことも、普及の一因としてあげられる。

VER 市場の拡大とともに、個人、企業等の取組を代行するオフセット・プロバイダー<sup>1</sup>が近年急増しており、現在では 60 社程度存在すると見られる<sup>2</sup>。

#### (カーボン・オフセットの取組の現状)

個人によるカーボン・オフセットの取組としては、例えば、海外旅行等における航空機の利用や自動車の利用に伴う温室効果ガス排出量をオフセットするケースがある。また、電気やガスの利用等の日常生活で家庭から排出される温室効果ガス排出量をオフセットするケースもある。

企業によるカーボン・オフセットの取組としては、自社ビルからの温室効果ガス排出量のオフセットを実施している British Gas 社等のエネルギー系の企業や HSBC（香港上海銀行）等の金融機関の取組、そして BP 社等のように商品（ガソリン）販売の際にその消費に伴う排出量をオフセットできるサービスを提供している取組もある。

#### (カーボン・オフセットの取組の規模)

英国では、2006 年に約 5 百万トン CO<sub>2</sub>/年のクレジット（主に VER だが、一部 CER も含む）がカーボン・オフセットを目的として取引されたと試算されている。この試算によれば、世界の VER 取引量の約 1/4 が英国に集中していると見られる<sup>3</sup>。

#### (政府等の取組)

英国環境・食料・農村地域省（以下「DEFRA」という）は 2007 年 1 月にカーボン・オフセットに関する自主規則の策定に乗り出した。自主規則を策定する目的は、消費者がオフセット商品を購入する際の透明性、信頼性を確保することにある。

自主規則案では、

- ① 国際的な承認・検証方法がなく国際的な登録・取消基準がないこと等から VER を対象と

<sup>1</sup> 一般的に、市民、企業等がカーボン・オフセットを実施する際に必要なクレジットの提供及びカーボン・オフセットの取組を支援又は取組の一部を実施するサービスを行う企業を指す。

<sup>2</sup> 英国環境・食料・農村地域省（2007）Consultation on establishing a voluntary Code of Best Practice for the provision of carbon offsetting to UK customers (<http://www.defra.gov.uk/corporate/consult/carbonoffsetting-cop/consultation.pdf>)

<sup>3</sup> The CarbonNeutral Company でのヒアリング結果

しない

- ② オフセット商品に対して品質マークを付与する
- ③ 家計、民間、運輸、航空部門の排出削減を算出できるよう Carbon Calculator と称する政府公認のデータベースを導入する
- ④ 消費者に対し、オフセットの考え方の説明、オフセット用のクレジットの発行元となるプロジェクトの詳細、カーボン・オフセット用のクレジットの購入・無効化の状況等について適切な情報開示を行うものとする
- ⑤ オフセット・プロバイダーは英国のレジストリに口座を開設し、その取引状況を国が管理する
- ⑥ オフセット・プロバイダーは、消費者に商品を販売後 6 か月以内に必要なクレジットを調達しなければならない

等の事項が規定されている。

現在、自主規則案に関するパブリックコメントが終了した段階であり、2008 年 3 月に自主規則を公表する予定となっている。

これに対し、英国下院環境監査委員会（House of Commons Environmental Audit Committee : EAC）は、カーボン・オフセットに関係する 45 の企業、組織を招聘し 5 回にわたる委員会での質疑を踏まえ、2007 年 7 月に『The Voluntary Carbon Offset Market』という報告書を公表し、DEFRA の自主規則案への提言を行っている。

EAC の提言では、

- ① ボランタリーなカーボン・オフセット市場は、排出削減の一手段としての機能と、市民への気候変動に対する啓発という、二つの役割を果たすことができる。また、低炭素技術への出資と発展途上国の技術革新につながるものである
- ② 政府は、どのような対策を実行すれば企業が顧客のオフセット行動を促すようになるのか、精査すべきである
- ③ ボランタリーなオフセット市場における消費者行動の理解と評価のため、政府は早急に調査を実施すべきである
- ④ 政府は、企業がボランタリーなオフセット市場を活用する誘因を調査し公表すべきである
- ⑤ 政府は、カーボン・ニュートラルの定義を明確にし、監査・検証する基準を整え、いかなるカーボン・ニュートラルという状態も正当化できるようにすることが重要である
- ⑥ 政府は、自主規則案又は品質マーク、又はその他の関連する政策でオフセット・プロバイダーによるプロジェクトの透明性を確保すべきである
- ⑦ 商品・サービスとのパッケージ化販売については、品質マークがラベルビジネスに利用されてはならないため、品質マーク適用の条件も議論されるべきである
- ⑧ オフセット企業の提供するプロジェクトとクレジットに対して品質マークを認定する独立した団体が必要となる

等の事項が盛り込まれている。

## (2)米国の動向

### (カーボン・オフセットの取組が広まるきっかけ)

カリフォルニア州は、産業の発展とともに環境問題が深刻化してきた経緯があり、カリフォルニア市民は他州に比べ環境への意識が高い。このため州政府も連邦に先駆けて環境規制を導入してきたことから、オフセットについても市民の参加意識は高い。

I T企業や個人向けのサービス業も、企業イメージの向上を目的に積極的に取り組んでいる。

### (カーボン・オフセットの取組の現状)

個人によるカーボン・オフセットの取組としては、個人向けのウェブサイトを利用し、家用自動車からの排出量のオフセット(オフセットの対価としてオフセット・プロバイダーからステッカーを取得)や日常生活からの排出量をオフセットしている(オフセットの対価としてオフセット・プロバイダーから冷蔵庫に貼るマグネットを取得)。

企業による PR 目的のカーボン・オフセットの取組としては、Google やスターバックス等の自社排出量をオフセットする取組があげられる。これらの企業のなかには、企業自身がカーボン・ニュートラル宣言をするほかに、HSBC がオンラインバンキング利用者に対してオンラインバンキング利用によって削減された紙の使用量に応じたオフセット商品を提供するキャンペーンを実施し、Yahoo!が Green ウェブサイトの開設して個人の排出量測定とオフセット・プロバイダーが提供するオフセット商品を購入できるサービスを提供するなど、自社のサービス・商品と連携したオフセット商品を提供するものも出てきた。

### (カーボン・オフセットの取組の規模)

米国の調査会社による市場調査<sup>4</sup>によると、世界の VER 市場の取引の大半は店頭取引 (Over the Counter : OTC) であり、2006 年の市場規模は、シカゴ気候取引所 (CCX) で 10.3 百万トン、それ以外で 13.4 百万トン (合計で 23.7 百万トン CO<sub>2</sub>) だった (表 2)。CCX を含む米国市場の店頭取引の 43%は北アメリカのプロジェクトから供給されたものであり、需要側の内訳では米国は 68%を占めている (残りは、EU28%、オーストラリア 10%、カナダ 3%等) <sup>5</sup>。

2007 年 6 月時点で、CCX は既に 2006 年の取引量を越える 11.8 百万トン CO<sub>2</sub> 換算を取引しており、今年には 20 百万トン CO<sub>2</sub> 換算に達すると予想されている<sup>6</sup>。

---

<sup>4</sup> Hamilton K. et al., 2007. State of the voluntary carbon markets 2007

([http://ecosystemmarketplace.com/documents/acrobat/StateoftheVoluntaryCarbonMarket18July\\_Final.pdf](http://ecosystemmarketplace.com/documents/acrobat/StateoftheVoluntaryCarbonMarket18July_Final.pdf))

<sup>5</sup> 調査は、88 社の VER リテイラーに対して提供し、うち 68 社から回答を得た。調査を実施したサプライヤーのうち、半数は米国からの回答であった。(Ecosystem Marketplace, p.18)

<sup>6</sup> Ecosystem Marketplace, p.8

表1 世界のVER市場の現状

	2006年(百万トンCO <sub>2</sub> )	2006年(US百万\$)
Voluntary OTC オフセット市場	13.4	54.9
CCX	10.3	36.1
Voluntary 市場合計	23.7	91

(出典:Ecosystem Marketplace, State of the Voluntary Carbon Markets 2007: Picking Up Steam, p.6 Table1)

※ Over the Counter (OTC):店頭取引

米国では50件程度のオフセットのウェブサイトがあるが、個人向けの主要なプロバイダー5社が市場シェアの大半を占めると言われている。企業向けのプロバイダーでは、大企業と共同で地中炭素貯留(CCS)等の大規模プロジェクトの実施によってクレジット生成に取り組む企業も出てきた。

### (政府等の取組)

米国環境保護庁(USEPA)は、Climate Leadersプログラムと称する自主的な排出削減の取組を開始しており、2007年11月時点で148社が参加し自社目標の達成に取り組んでいる。2007年中にオフセット方法論を完成させる予定であり、現在埋立地ガス回収、運輸、家畜糞尿の嫌気性処理といった方法論のドラフトが公開され参加企業による試験的なプロジェクトが実施されている。

また、カリフォルニア州政府が設立したCalifornia Climate Action Registry(CCAR)という非営利団体には、州内外の約300の企業や自治体、政府機関、NGOが参加し、うち数社は既にプロジェクトを実施している。2008年3月頃レジストリが整備された段階でクレジットが登録される見込みである。CCARも独自の方法論を策定しており、SF<sub>6</sub>、運輸の効率改善といったプロジェクトタイプ別の方法論を随時開発していく予定である。連邦政府、州政府共にオフセットに使用されるクレジットが一定基準を満たすよう、さまざまな種類の方法論の構築に取り組んでいる。

### (3)豪州の動向

#### (カーボン・オフセットの取組が広まるきっかけ)

カーボン・マーケットの研究者によると、オーストラリアでカーボン・オフセットの取組が急速に広まった理由としては、

- ① ウスオーストラリア州における異常乾燥や大規模な森林火災、その火災に起因するスモッグによる大都市の大気環境の悪化によって市民の意識が高まったこと
- ② メディア界で著名なRupert Murdoch氏が経営するNews Corporation Ltd.がカーボン・オフセットすると宣伝したこと
- ③ アル・ゴア米国元副大統領の映画「不都合な真実」の発表

等があげられる。

豪州のオフセット・プロバイダーによれば、企業等がカーボン・オフセットを実施する動機

としては、地球温暖化対策の実施が遅れるとビジネスに影響がでること、オフセットの実施が企業価値の向上につながる事等があげられる。また、個人がカーボン・オフセットを実施する動機としては、次世代社会が地球温暖化に脅かされないことがないようにという将来への懸念があり、実際オフセットしたことを表すグッズが好評だった。

### (カーボン・オフセットの取組の現状)

個人によるカーボン・オフセットの取組としては、日常生活による自動車利用や家庭からの温室効果ガス排出量のオフセット等が行われている。

また、企業の取組としては、Qantas 航空や Virgin Blue 航空等の航空会社が顧客向けに飛行機利用分についてカーボン・オフセットを実施するサービスを提供している事例や Origin Energy 社等のエネルギー系の企業が商品（ガス）販売の際に、その消費分をオフセットできるサービスを提供している事例等がある。

豪州のオフセット用クレジットは、風力発電等の再生可能エネルギーの導入、エネルギー効率の改善のプロジェクトがあり、森林プロジェクト（新規植林・再植林、森林保全、森林減少の抑制）から生成されるものもある。森林プロジェクトについては持続性を考慮することを求められており、オーストラリア温室効果ガス対策局（以下「AGO」という）は森林プロジェクトからのクレジットには、非持続性に備えて何らかの方法で保険を設けることを推奨している。こうした背景から、森林プロジェクトを実施する場合は、複数のプロジェクトをポートフォリオ形式で管理することにより、リスク回避を行う等の対策が実施されている。

### (カーボン・オフセットの取組の規模)

豪州におけるカーボン・オフセットへの取組は急激に増加している。カーボン・マーケットの研究者によると、2005年には数社程度だったオフセット・プロバイダーが、2007年には約30社にまで増加するなど、市場は急激に拡大した。

### (政府等の取組)

AGOではIPCCガイドラインに基づいた温室効果ガス排出量の算定ツール(MS EXCEL版)をインターネットで公開している。このツールを利用することで、企業・個人の温室効果ガス排出量を算出することができる。

また、豪州でのクレジットの認証は、AGOに登録されている第三者認証機関(19機関)が、AGOにより定められたプロジェクト実施ルールに則り実施している。

## (4)世界のクレジット市場

世界銀行<sup>7</sup>及び米国の調査会社が実施した市場調査<sup>8</sup>によれば、2005年から2006年にかけて、世界のVER(Verified Emission Reduction)市場は大きく拡大し、取引量は6.0百万トンCO<sub>2</sub>/年から23.7百万トンCO<sub>2</sub>/年と約4倍に成長した(表2)。また、今後も市場の拡大は進むと予

<sup>7</sup> The World Bank (2007) State of the trend of the carbon market 2007  
([http://carbonfinance.org/docs/Carbon\\_Trends\\_2007\\_FINAL\\_May\\_2.pdf](http://carbonfinance.org/docs/Carbon_Trends_2007_FINAL_May_2.pdf))

<sup>8</sup> Hamilton K. et al., (2007). State of the voluntary carbon markets 2007  
([http://ecosystemmarketplace.com/documents/acrobat/StateoftheVoluntaryCarbonMarket18July\\_Final.pdf](http://ecosystemmarketplace.com/documents/acrobat/StateoftheVoluntaryCarbonMarket18July_Final.pdf))

想されており、2010年には約400百万トンCO<sub>2</sub>の取引量<sup>9</sup>、すなわち2005年の京都メカニズムクレジット<sup>10</sup>市場を超える規模になるという予測もある。

表2. 世界のVER市場及び京都メカニズムクレジット市場の推移

	世界のVER市場		参考：京都メカニズムクレジット市場	
	取引量 (百万トン CO <sub>2</sub> )	取引額 (百万 US\$)	取引量 (百万トン CO <sub>2</sub> )	取引額 (百万 US\$)
2005	6.0	44	約 360	約 2,700
2006	23.7	91	約 500	約 5,400

(出典: Ecosystem Marketplace, State of the Voluntary Carbon Markets 2007: Picking Up Steam, p.6 Table1、State and Trend of the Carbon Market 2007, p.20 Table3)

<sup>9</sup> House of Commons (2007) The voluntary carbon offset market

(<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm200607/cmselect/cmenvaud/331/331.pdf>)

<sup>10</sup> CDM (クリーン開発メカニズム) や JI (共同実施) 等、京都議定書に規定される京都メカニズムに基づいて発行されるものであり、CER (CDMにより発行されるクレジット)、ERU (JIにより発行されるクレジット) 等がある。

## 【参考2】カーボン・オフセットに関する用語集

用語	解説
オフセット・プロバイダー	市民、企業等がカーボン・オフセットを実施する際に必要なクレジットの提供及びカーボン・オフセットの取組を支援又は取組の一部を実施するサービスを行う事業者をいう。
オフセットするための削減活動が実質的な温室効果ガスの削減に結びついていない事例	この事例の一つとして、英国の著名なロックバンドがアルバム制作・流通で排出されるCO <sub>2</sub> を、オフセット・プロバイダーを通じてインドでの植林プロジェクト（1万本のマンゴーを植栽する）でオフセットしたと発表したが、実際には植栽された樹木の約40%が管理不足で枯死してしまい、想定していたクレジットは発生しなかったというものがある。
温室効果ガス	地球の大気に蓄積されると気候変動をもたらす物質として気候変動枠組条約に規定された物質。 二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）、メタン（CH <sub>4</sub> ）、亜酸化窒素（一酸化二窒素／N <sub>2</sub> O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）および六フッ化硫黄（SF <sub>6</sub> ）の6つを指す。
温室効果ガスの排出削減・吸収量（クレジット）	温室効果ガスの排出を削減又は吸収するプロジェクトによって実現された排出削減・吸収量。第三者機関によってその排出削減・吸収量が認証されているものとそうでないものがある。一般的に、何らかの排出量取引制度に基づいて発行される排出枠とあわせて「クレジット」と総称される。
温室効果ガス排出量の「見える化」	食品のカロリー表示のように、どのような行為からどれくらいの温室効果ガスが排出されるのかを数量で具体的に表示することによって「見える化」し、市民、企業等が自らの排出量を把握しやすくすることをいう。
カーボン・ニュートラル（炭素中立）	市民の日常生活、企業の事業活動といった排出活動からの温室効果ガスの排出量と、当該市民、企業等が他の場所で実現した排出削減・吸収量がイコールである状態のことをカーボン・ニュートラル（炭素中立）という。 カーボン・オフセットは、市民の日常生活や企業の事業活動におけるカーボン・ニュートラルを実現するための手段であり、排出量を全量オフセットされた状態がカーボン・ニュートラルとなる。
カーボン・マイナス	市民の日常生活や企業の事業活動により生じる温室効果ガス排出量に対して、当該市民、企業等が他の場所で実現した排出削減・吸収プロジェクトによる排出削減・吸収量、購入したクレジット量等の合計が上回っている状態をいう。
カーボン・オフセットにより埋め合わせる対象となる活動の範囲（バウンダリ）	カーボン・オフセットを行うに当たっては、どの範囲の行為・活動からの排出量を埋め合わせるのかを決定し、その排出量を算定する必要がある。 例えば、会議・イベントの排出量を算定する場合、主催者側の活動のみを算定の対象とするのか、参加者が目的地まで移動する際の排出量まで含めるのか等を事前に決めないと、当該会議・イベントからの排出量を埋め合わせるのにどれくらいの量のクレジットの購入等が必要かが決まらないことになる。

用語	解説
管理簿（レジストリ）	<p>クレジットの発行、保有、移転等を正確に管理するために電子システムにより整備する管理台帳をいう。</p> <p>例えば、国際的に流通する京都メカニズムクレジットは、京都議定書に基づいて加盟国等が整備する電子システムである国別登録簿によって同一番号の京都メカニズムクレジットの二重記録等を防止している。</p>
京都議定書で約束した6%削減目標	<p>気候変動枠組条約は、大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、地球温暖化がもたらすさまざまな悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約（1994年3月発効）であり、1997年12月に京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締結国会議（COP3）」において京都議定書が採択された（2005年2月16日に発効）。</p> <p>京都議定書は、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）など6種類の温室効果ガスについての排出削減義務などを定めた議定書のことであり、1990年を基準年として温室効果ガスを先進国全体で5.2%削減することを義務づけるとともに、CDM（Clean Development Mechanism：クリーン開発メカニズム）やJI（Joint Implementation：共同実施）、排出量取引からなる京都メカニズムという仕組みも導入された。</p> <p>この京都議定書において、日本を始めとする先進各国は、第1約束期間（2008～2012年）における温室効果ガスの累積排出総量を一定量以下に抑えなければならないことが規定された。日本は、第一約束期間中の累積排出総量を、基準年（1990年）排出量から6%を減じた94%を1年分とし、それを5倍（5年分）した量以下にしなければならない。</p>
京都メカニズム	<p>京都議定書に定められる排出削減目標を達成するに当たり、自国内での排出削減以外の目標達成手段を用意することによって目標達成手法に柔軟性を持たせるため、京都議定書に規定されたメカニズム。</p> <p>クリーン開発メカニズム（Clean Development Mechanism：CDM）、共同実施（Joint Implementation：JI）、国際排出量取引（International Emissions Trading）の3つを指す。</p>
京都メカニズムクレジット	<p>京都議定書に定められる手続に基づいて発行されるクレジットをいう。</p> <p>この京都メカニズムクレジットは、京都議定書に基づく削減目標達成のために用いられるものであり、</p> <p>①各国の割り当てられるクレジット（Assigned Amount Unit, AAU）  ②共同実施（Joint Implementation,JI）プロジェクトにより発行されるクレジット（Emission Reduction Unit, ERU）  ③クリーン開発メカニズム（Clean Development Mechanism,CDM）プロジェクトにより発行されるクレジット（Certified Emission Reduction, CER）  ④国内吸収源活動によって発行されるクレジット（Removal Unit, RMU）</p> <p>の4種類がある。</p>

用語	解説
国別登録簿	<p>地球温暖化対策推進法に基づき、日本政府（環境省及び経済産業省）が整備する、京都メカニズムクレジットを管理する電子システムをいう。京都議定書附属書I国はすべて、この国別登録簿を作成、維持することが義務づけられている。</p> <p>具体的には、この国別登録簿上で、京都メカニズムクレジットの発行、保有、移転、償却、取消等を管理しており、日本の国別登録簿は、2007年3月からクレジットの法人保有口座の開設を受け付け、同年11月から気候変動枠組条約事務局が整備した国際取引ログ（異なる国の国別登録簿を電子的に接続するシステム）に接続している。</p>
クレジットのダブルカウント	<p>ダブルカウントとは、クレジットの購入によって排出量を埋め合わせる場合に、ある一つのクレジットが複数の異なる排出活動を埋め合わせるのに用いられることをいう。</p>
公害問題の改善と温室効果ガスの排出削減といった二つの効果を同時に実現することができる	<p>経済成長を続ける途上国等においては、大気汚染、水質汚濁、廃棄物管理等の公害問題が優先順位の高い課題であることが多いが、公害対策の中には温室効果ガスを削減する効果もあるものが多い。</p> <p>公害対策と温室効果ガス削減といったような二つの効果を同時に実現できる、いわゆるコベネフィット型の対策・プロジェクトには途上国の関心も高い。</p> <p>このような温暖化対策とのコベネフィットが期待できる分野は、公害対策に限らず、経済社会発展の実現や貧困の削減、自然環境の保全等も含まれる。</p>
国民運動	<p>市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等さまざまな主体がそれぞれ地球温暖化対策に取り組むことをいう。</p> <p>京都議定書目標達成計画では横断的施策として「国民運動の展開」を位置づけており、事業者、国民などの各界各層の理解を促進し、具体的な温暖化防止活動の実践を確実なものにするため、政府は経済界、NPO、労働界、研究者等と連携しつつ、知識の普及や国民運動の展開を図ることとしている。</p>
自主参加型国内排出量取引制度（JVETS）	<p>自主的に温室効果ガスの削減目標を立てて排出削減を行う企業を対象として、試行的な国内排出量取引を実施する制度。環境省が2005年度から開始。</p> <p>具体的には、自ら定めた温室効果ガスの排出削減目標を達成しようとする企業に対して、補助金を交付することにより経済的インセンティブを与えるとともに、当該企業が自らの排出削減だけでなく排出枠の取引を活用することにより削減目標を達成することができるというもの。</p>
自分ごと	<p>地球温暖化問題は自らの行動に起因して起こる問題であると認識するとともに、地球温暖化防止対策が進まなかった場合に世界に起こる事態を我がこととして捉えることをいう。</p> <p>市民一人一人のライフスタイル・ワークスタイルの不断の見直しを促すためには、温室効果ガス削減を自分のこととして意識することが重要である。</p>
償却	<p>京都メカニズムクレジットを国別登録簿上の償却口座へ移転することをいう。日本を含む京都議定書附属書I国が京都議定書に基づく削減目標を達成したかどうかは、実際の第一約束期間中（2008年～2012年）の排出量と償却口座内のクレジット量の比較により判断される。</p>

用語	解説
第4次評価報告書	<p>IPCCは、定期的に温室効果ガスによる気候変動の見通し、自然、社会経済への影響評価及び対策の評価を実施している。第4次評価報告書は三つの作業部会報告書と統合報告書から構成されている。2003年に各作業部会の報告書骨子案を検討し、2004年に執筆者・査読者等を選択し執筆を開始した。その後複数回にわたるドラフトの査読者及び政府によるレビューを経て2007年2月から順次作業部会報告書が公表され、11月17日に統合報告書が公表された。この統合報告書を含む一連のIPCC 第4次評価報告書は、第2約束期間以降の国際的枠組交渉のスタートラインとなる重要な基礎資料であり、統合報告書の主要な結論は以下の通りである。</p> <p>(1)気候システムの温暖化には疑う余地がなく、大気や海洋の全球平均温度の上昇、雪氷の広範囲にわたる融解、世界平均海面水位の上昇が観測されていることから今や明白である。</p> <p>(2)人間活動により、現在の温室効果ガス濃度は産業革命以前の水準を大きく超えており、20世紀半ば以降に観測された全球平均気温の上昇のほとんどは、人為起源の温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性がかなり高い。</p> <p>(3)現在の政策を継続した場合、世界の温室効果ガス排出量は今後二、三十年増加し続け、その結果、21世紀には20世紀に観測されたものより大規模な温暖化がもたらされると予測される。</p> <p>(4)気候変化に対する脆弱性を低減させるには、現在より強力な適応策が必要である。適切な緩和策の実施により、今後数十年にわたり、世界の温室効果ガス排出量の伸びを相殺、削減できる。</p> <p>(5)適応策と緩和策は、どちらか一方では不十分で、互いに補完しあうことで、気候変化のリスクをかなり低減することが可能。既存技術及び今後数十年で実用化される技術により温室効果ガス濃度の安定化は可能である。今後20～30年間の緩和努力と投資が鍵となる。</p>
低炭素化	<p>ライフスタイルの見直しや事業活動の変更等により、生活や事業活動から発生する温室効果ガスの排出を少なくすることをいう。</p>
低炭素社会	<p>化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等のレベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会をいう。</p>
二重記録	<p>京都メカニズムクレジットは、京都議定書及びその関連規定に基づき、1トンごとに異なる番号を付されて管理されている。二重記録とは、同一番号の京都メカニズムクレジットが同時に異なる口座に記録されてしまうことをいう。</p>

用語	解説
排出削減・吸収の 確実性・永続性	<p>商品、サービス、イベント、自己活動等からの排出量が確実に埋め合わされていることを担保するためには、排出削減・吸収プロジェクトにより確実な排出削減・吸収があり、かつこの排出削減・吸収が将来にわたって永続的であることが必要となる。</p> <p>例えば、植林プロジェクトによる温室効果ガス吸収量でオフセットすることとしても、実際に植栽された樹木が管理不足で枯死してしまった場合には、想定していた吸収量は発生しない。</p>
排出削減・吸収量が正確に算定される	<p>商品、サービス、イベント、自己活動等からの排出量がクレジットの購入や排出削減活動の実施等によって確実に埋め合わされていることを担保するためには、1t-CO<sub>2</sub>eのクレジットや排出削減が実際の1トンの温室効果ガスの削減・吸収に裏打ちされている必要がある。</p>
無効化	<p>オフセットで使用したクレジットが再販売・再使用されることを防ぐために、無効にすること。</p> <p>例えば、京都メカニズムクレジットの場合、国別登録簿上の償却口座又は取消口座に移転すると再度それらの口座から持ち出すことはできないため、無効化されることになる。</p>
IPCC(Intergovernmental Panel on Climate Change : 気候変動に関する政府間パネル)	<p>気候変動に関する政府間パネル。地球温暖化問題に関する科学的、技術的、社会経済的な知見について各国の研究者が議論するため、1988年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設置された機関。</p> <p>IPCCは、これまで三回にわたり評価報告書を発表してきた。これらの報告書は、世界の専門家や政府の精査を受けて作成されたもので、「気候変動に関する国際連合枠組条約（UNFCCC）」をはじめとする、地球温暖化に対する国際的な取組に科学的根拠を与えるものとして極めて重要な役割を果たしてきた。</p>
VER (Verified Emission Reduction)	<p>京都議定書、EU域内排出量取引制度等の法的拘束力をもった制度に基づいて発行されるクレジット以外の、温室効果ガスの削減・吸収プロジェクトによる削減・吸収量を表すクレジット。このVERについて、いくつかの民間団体が独自の認証基準を有している。</p>

